

第115回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和6年3月14日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、1番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） おはようございます。1番議席、大村 隼です。

本日は、2点、お伺いさせていただきます。1点目の質問は、こちらからさせていただきます。再質問、そして2点目の質問については、所定の議席でさせていただきます。

まず、1点目です。社人研の推計をうけて、人口予測をどう捉えるのかについて、お伺いいたします。

2022年の9月定例会で、新型コロナウイルス感染症の影響等による、人口ビジョンへの影響をどのように考えているのかをご質問させていただきました。

その際、新たな社人研の推計が出た後に、人口ビジョンの改定を行いたいという答弁をいただいております。このたび、社人研の日本の地域別将来推計人口、令和5年推計が発表されました。

将来推計人口に関しては、平成20年度推計よりも、少し下振れした数値となっております。

①つ目、この数値を受けて、人口予測をどのように評価するのかお伺いいたします。特に、社会増減に関してお伺いできればと思います。

②つ目、人口ビジョンに関しては、いつ頃改訂する予定ですか、お伺いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、皆さん、おはようございます。本日も、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、最初に、大村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

社人研の推計を受けて、人口予測をどう捉えるかについてでございますが、初めに、町の人口予測に係る「佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略」について、改めて、簡単にご説明をさせていただきますと、平成26年12月に、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」が閣議決定され、全国の地方自治体に地方版総合戦略を策定することが要請されたことをきっかけとし、本町におきましても平成27年12月に策定いたしました。その後、5年間の計画期間終了に伴い、令和2年度から令和8年度を計画期間とする「第2期地域創生人口ビジョン」を策定する際に、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した人口推計を踏まえ、町の人口ビジョンの見直しを行ったところでございます。

これを踏まえ、①点目の令和5年社人研推計を受けて、人口予測をどのように評価するかのご質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、昨年12月に社人研による地域別の新たな将来推計人口が公表されたところであります。佐用町における結果の概要をご説明をさせていただきますと、まず、人口につきましては、2020年の1万5,863人を基準とすると、2030年には1万2,491人で21.3%の減少。2040年には1万人を割り込み9,746人で38.6%。2050年には7,284人で54.1%減少というふうに半減する見込みとなっております。年齢別の人口割合を見ても、子供や働き盛りの世代の割合が減少し、高齢化率が上昇する見込みとなっております。

また、今回の社人研推計を5年前の同推計と比較をしますと、2030年人口がマイナス326人で、減少率で2.5%アップ。また、2040年人口がマイナスの238人で2.4%アップ。また、2050年人口がマイナス91人で1.2%との減少、アップという、若干、減少率が上がって推計がされております。

この要因につきましては、出生数と死亡数の差である「自然減」と転入と転出差である「社会減」で見ますと、今回発表されたデータでは、両者ともに人口として具体的に数値提供されていないため取得可能なデータで推測をしますと、まず、社会減については、社人研推計では、近年の人口移動が継続するものとして推計をされており、前回の推計では2010年から2015年に観察された人口移動が推計の前提となる数値として使用されておりましたが、これに加えて、今回の推計では、新たに2015年から2020年までに観察された人口移動についても推計に使用する数値として追加をされております。

本町においては、2010年から2015年の「社会減」が年間、平均162人マイナス。2015年から2020年の平均が同じくマイナスの162人で、横ばい傾向であります。

一方、「自然減」を見ると、国においては2022年の出生数は80万人を下回り、2023年には70万人前半となる見通しで、出生数の減少が加速をしております。佐用町においても出生数は令和2年度66人、令和3年度57人、令和4年度45人であり、出生率も2015年には1.42であったところ2020年には1.32と減少傾向にあります。

したがって、今回の推計で人口が下振れしているのは「社会減」というよりも「自然減」による影響が大きいというふうに推測しております。

特に、「社会増減」に関しましては、これまで空き家バンク制度などの移住・定住施策により、移住者は増加しており、「社会減」の抑制に一定の効果があったものと考えております。

また、近年では旧久崎小学校跡地を活用した佐用日本語学校の留学生など、外国人の増加もしております。地域との交流のほか人材不足が叫ばれる中、アルバイト勤務などにより、新たな担い手としても活躍をいただいておりますが、今年度の卒業生のうち、卒業生57名あるわけですけれども、5名の方が、町内の病院や介護施設に就職をされ、そのうちの1名は事務職として採用をされております。

また、来年度におきましても、今現在、入学予定者は 48 名というふう聞いております。

本町におきましては、人口減少は避けられないとの認識のもと、人口減少をできる限り緩和するとともに、地域に元気と活力をもたらすべく、「人口減少への適応」、「人口減少の緩和」、「地域の魅力・元気づくり」の 3 つの基本方針として総合戦略を策定しており、今後も引き続き佐用町に来ていただけるための情報発信や環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、②点目の人口ビジョンはいつ頃改定する予定かということについてのご質問にお答えをさせていただきますが、今回の人口推計は、先ほども、ご説明させていただきましたとおり、前回の社人研推計より下振れしておりますが、2040 年に人口 1 万 300 人を目安とする現行の人口ビジョンの方向性に大きく影響するとまでは言えないというふうに認識しており、現時点では、あくまでも参考値として、そうした数値を認識しつつ、今後、国から提供予定とされている人口ビジョンを改定する際の人口動向分析、将来推計人口についての基礎データや、その他、最新の統計値なども活用しながら、次期人口ビジョン・総合戦略を策定するタイミングで、見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、町では人口減少に対応するため、先ほど申し上げた総合戦略の 3 つの基本方針に加え、今年度より「縮充のまちづくり」を大きな方向性のテーマとして取り入れております。縮小時代を前向きに受け止める意識を持ちながら、人口が減少しても町民一人一人が充実して幸せに暮らしていけるまちづくりを実現すべく、今後も町民の皆様と共に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、質問に対するお答えとさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 詳しく説明、また、答弁いただきまして、ありがとうございます。

私の思いとしては、この人口減少を、何とかとめたい。そして、そのスピードを遅くしたい。そういう思いで、今回、質問させていただいているんですけども、その流れで、ちょっと、再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

先ほど、今年度から縮充のまちづくりということを言っておられましたけれども、この縮充のまちづくりという部分と、人口の捉え方という部分に関して、ちょっと、住民の方にお話を聞くと、縮充の中で、一番最初に、この人口減、人口が縮小していくのを受け入れる。そういう部分があると思うんですけども、この部分について、ちょっと、減るからしょうがないよねというような感じで理解されている方も、もちろん多いと思うんですけども、もう、ここについては、結構、自然増減、自然動態における部分と、社会動態における部分、社会増減、ここについては、しっかりと、ちょっと、分けて、何て言うのかな、ご理解していただかないといけないのかなというふうに、僕、個人としては感じています。

今、町長が説明して、答えていただいたように、縮小を前向きに受け入れながらも、いろんな人口減少への対策、そういったものを、基本、総合戦略の 3 つの基本方針の中に掲げてやっておられると思うので、ちょっと、その部分について、もう一度、お伝えいただきたいというか、そういった部分について、僕もしているんですけども、この自然増減について、ちょっと、まず、お話をさせていただきたいと思えますが、先ほど、出生数の話

と、死亡数のお話もしていただきましたけれども、どうしても佐用町の場合、今現在の合計特殊出生率 1.32、2020 年ですね、ごめんなさい、確認させていただきます 2020 年ですけれども、例えば、これが 3 倍ぐらいになっても自然増減というのは、どうしても増にはならないというのが、これ現実だと思います。

ですので、もちろん、自然増に対する政策、そこについては、すごく重要だと思いますし、それは、もちろん取り組んでいただいていると思うんですけども、そこは受け入れなければいけないという意味では、しょうがないのかなと思うんですけども、社会動態、その部分については、横ばいというふうな、この社人研の推計の話の中でも、今、説明いただきました。社会減が平均 162 人程度だというふうにご説明いただきましたけれども、この部分については、やっぱり増やしていきたいんだというような、増やしていきたいというのは、ごめんなさい、社会増にしていきたいんだ。増の方向に変えていきたいんだというようなメッセージというのを、もう少し、はっきり伝えていただきたいというのが、個人的な思いなんですけれども、そういった部分については、どのようにお考えでしょうか。町長、お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 人口の問題というのは、なかなか、私どものような、それぞれの地域、小さい町だけで、これを、対策なり、その問題に当たるということは難しいところです。

それで、その中で、今、大村議員お話のように、人口については、そうした自然減増、それから社会減増という 2 つのところで分類されるんですけども、まず、自然減ですよ、これだけ出生率が低い、ここのところにも、国を挙げて、国においても異次元の少子化対策をやるんだと、国は言われておりますけれども、それでも、効果は上がらない。なかなか。

と言うのは、これは、やっぱり、人間もほかの生物と同じで、この地球上に、ある意味では、存在している生物の、その本能として、なかなか、生活が豊かになればなるほど、実際に、じゃあ、子供が、たくさんそれで、育てていけるかと、増やしていけるかというような状態になるかということ、これはほかの生物も同じらしいんですけども、やはり、逆なんです。

今、国なんかでも、これまで、国としても、国の全体の人口が、これだけ急激に減少している。そこで、危機感を持って、こうした人口ビジョン・総合戦略なんかを各自治体につくって、その対策に当たるようにというような要請があり、国もそうした異次元の少子化対策、その少子化対策の中身を見ると、やっぱり、子育て支援とか、そうした非常に経済的な、若い人たちへの、また、若い、子育てをされている方への支援というのが主な政策です。

例えば、子育てしやすいように、環境づくり、保育園なんかも 100%、いつでも、誰でも入れるようにとか、経済的にも、いろいろと児童手当を増やすとか、また、いろんなものを給付、無料にするとか、しかし、こういうことは、各自治体が、もう既に、もう 10 年、20 年前から、それぞれが競争のように取り組んできました。

でも、そういうことを踏まえたデータが、先ほど、私ども、国としても、じゃあ、その結果がどうだったか。その効果というのが、それによって、出生率がグッと上がったということはないということが、もうはっきりしているんですよ。

だから、幾ら、そういう経済的な、また、子育て支援とか、そういうことだけでは、出生率は、もう上がらないというのが、1つ前提にあります。

だから、各自治体が、お互いに競争して、そうした政策を、どんどんと、子育て日本一の町とか、そういうことを挙げてやる。これは、今、子供を産み育てていただいている、それぞれの若い人たちにとっては、非常にありがたいというのか、喜ばれることだと思うんですね。それは、それで、私は、決して否定しないし、もっと、やっぱり、しっかりと、そうした子育て支援もするべきだと、生まれている子供たちを、しっかりと育てていくという教育を含めて、福祉も合わせて、そういう町をつくっていくことは、これは大事だと思います。

ただ、そのことで、出生率が上がっていくかということ期待しては駄目だということ、このことは、もうはっきりしていると思う。

だから、それは、国がもう、これだけ全部の、今年、2023年、今年度の多分、全国での子供の生まれた子供、70万人台になるだろうと言われております。

ですから、そのことは、前向きにと言いますか…じゃなくってね、前向きというよりか、私は、これをやっぱり現実として捉えて、町の今後の皆さんの生活を、どう維持していくかということ、やっぱり町行政としては一番に考えなきゃいかんだろうなというのが、この縮充のまちづくりという根本にあるわけです。

ですから、あと、その中で、もう1つ社会減、社会増、ここは、やっぱり、これも各自治体が競争のように人口の取り合いをしているわけなので、ただ、佐用町だけが、じゃあ逆に何もしないと、なかなか、ほかの町と比べて、そちらのほうへ人口が行ってしまう。人が行ってしまう。これではバランスが取れない。

だから、ほかの他の近隣の市町、全国のいろんな市町と同じようなことの努力はすることによって、バランスが取れているという感じで、それ以上に、佐用町だけが、人口がどんどん、その人が来ていただいて、その社会増になるかということ、これも難しいと思う。

これは、やっぱり全体の人口が、そういう人口の推移になっているわけですから、ですから、ここは、そういう、その移住や定住や、また、働く環境づくり、全体のまちづくり、そういう町の魅力というのもアップして、ほかの町にも引けを取らないような行政をしなければいけないだろうと、まちづくりしていかなくちゃいけないというふうに思っているわけです。

ただ、そういう中で、人口推計というのは、これは、なかなか未来は予測されない。できないと言いつつも、ここだけは確実に、やっぱり、大体推計どおりになっていくということは、これは科学的に、ちゃんと明確になっている、一番未来予測ですから、これをもって、じゃあ町の将来という、ここで、その20年先、30年先にも、ここで、佐用町の中で、町として、そこに基盤を置いて、そこで、生活をされる、生きていく人たちが、町民がいるわけですから、皆さんに対して何が、やっぱり一番必要か、それを、私は、行政の一番基本であります、今回の地震でも一番大変だった、皆さんが、一番早く復旧してほしい、早く使えるようにしてほしいと言われる、本当に生きるために必要な水道、水や下水道や道路や、そうした、その地域の社会基盤、社会インフラというものを、人口が少なくなっても、ちゃんと、しっかりと毎日の生活に必要なものが提供できるということが、一番、私は、基本だと思っています。

その中で、あと、少なくとも、子供たちを、しっかりと、また、育てていく環境、これは福祉であり、教育であり、そういうものも、これからも、必ず人口が減って、一部無責任な消滅自治体とか何とかなんて、あんなこと言っている、そういうことを打ち上げて、無責任な話をしている、こういう中で、みんながマスクも、それを取り上げて、大きな騒ぎになりましたけれども、決してゼロにはなりません。私は、そう思っています。

だから、その人口が半分になっても、そこには、子供もおり、若い人たちもおり、高齢者もいるわけです。そういう皆さんが、安心して生活ができる基盤というものを、しっかり、その人口動態に合わせて対応しながら、今から整えて順番に変化をさせていかなきゃいけないということが、私は、縮充のまちづくりの根本にあるということをご理解いただきたいと思います。以上。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

今、お話をお伺いしたんですけれども、まさに、自然増に対する取組、それについても、ご説明いただきましたし、その社会増減に関する取組についても、今、ご説明いただきましたけれども、僕、個人的に、今の話聞いて思うのは、その今やっている取組というの、もちろん、すごく素晴らしいことですから、単純にそれで、ある種縮充を目指して、社会増を目指すんだという言葉、単純に口にしたらいいんじゃないかなというふうに思うんです。

やっぱり、そこでも減るんだ、減るんだと言ってしまうと、マスコミが、自治体消滅とか、集落が消滅するとか、そういうような、何て言うのかな、あおっているというようなものになるのかもしれないですけども、それと同じようなもので、やっぱり、そこはそこで、やっぱり町の目標、目指しているものというのは、やっぱり、それは、現実、どういう認識になるかというのは、まさに、その社会動態、推計どおりにはなると思うんですけども、目指しているんだという、そういうポジティブなメッセージを、やっぱり、皆さんには、伝えていただきたいなというふうな思いです。

これは、もちろん、これが無責任だと言われるかもしれないですけども、やっぱり、その、やっていること自体は、全然、まさにほかの自治体に引けも取らないし、素晴らしいことだと思うので、やっぱり、そこで、この縮充って、結構、なかなか難しい言葉で、いろんな縮退、縮減、そういった言葉もありますけれども、その中で、縮充、「縮」という小さくなっていくイメージと、充実していくという「充」、これを合わせた言葉なんですけれども、でも、それを言った時に、町民の皆さんのご意見を伺っていく中で、やっぱり、そういう小さくなっていくのを受け入れていくという、そういう何ていうか、ネガティブなメッセージの部分を結構感じておられる方もおられたというのが、やっぱり、ちょっと残念だなという思いがあって、それぐらいは、もう言っていただいたらいいんじゃないかな、別に取組自体も、全然恥ずかしいものじゃないと思います。子育て支援についても、もう素晴らしいものもあるし、やっぱり社会増減に対しても、この町は住んでいいところだよというのを、やっぱり皆さんに、本当に、町行政のほうで、もちろん、定住対策の取組、そういったものもしていただいていますし、僕自身も、それで、ここの自治体に引越してきましたので、やっぱり、そこについての、すごく魅力というのも分かっていますので、もっと、そういう意味で言うと、はっきりと言ってしまえばいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりは、どうでしょうか。やっぱり、なかなか、そこは難しいんでしょうか。お伺いたします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 大村議員がおっしゃることも、それは、私も理解はできます。

いろいろな行政の上で、町民の皆さんへのメッセージ、発信の仕方というのは、まず、ポジティブなものを先出して、明るいもの、未来の希望ですね、こういうことになったらいいなという夢、そういうものを打ち出して、あと、現実はどうだというふうに持って行くやり方と、しっかりと、将来の、やっぱり、今、言われた、無責任なことは、私は、とまでは言いませんけれども、現実を、しっかりと見て、これからの将来を考えるという考え方、こういう方法、いろいろな手法、方向性、やり方はあると思うんですけどもね、私自身は、今、こう縮充という言葉、これあんまり、あまり私は好きではないというのか、今、大村議員も言われるように、町民に対しては、やはりネガティブに捉えられる部分が多いということは、よく分かるんです。

ただ、合併もそうなんですけれども、合併以来、私どもがまちづくりとして、そういうふうな学校の教育施設の統合や整備なんかを図ってきたり、各施設を、今、人口減少に備えて、下水道の施設を集約、統合していったり、各公共施設を、もう役割を終えたものは廃止して、集約をしていって、三日月の支所とか、上月の支所もそういうことですし、ああいうふうにしているのも、これも言葉として表すと縮充なんですよ。

でも、そういうことを使わずに、私は、これまでずっと、町政担当として、合併以来 20 年間、責任を持って取り組んできたつもりです。ですから、そういうことを、さらに、こうして、もっと、人口がこれから急激に減少していくという現実、これは、先ほど言ったように、このことだけは、災害も、ある意味では、確実に何回も繰り返すことは、これも予測できることですが、でも、災害はいつ起きるか分からないというところなんですけれども、人口が、これだけ減少していくということは、これは、ほとんど、今、どういう政策をしても、なかなか、この推計から予測が大きく外れるということはないということは、これは、皆さんに分かっていただかなきゃいかんと。その中で、どう町を維持していくかということに、やっぱり、きちっと軸足を、さらに、しっかりと置いて、その中で、やっぱり皆さんが、明るく希望を持って、ここで、町で、生活できる環境、町をつくっていくんだというメッセージ、それを発信するべきではないかということで、縮充という言葉、改めて使ったというところでもありますので、社会減、自然減については、先ほど言ったように、ある意味では、動物的な本能と言いますか、もともとは持っている、そういう中で、致し方ないと言えども、社会増減については、努力によって、それは増やすところも、増えているところも、若干、当然あります。それは、努力なのか、そこの町が持っている大きな、いろいろな条件が整っている条件、有利なものの中で生まれている部分も多いんですけども、そういうところで、それが、町行政なり政治の役割じゃないかと言われれば、それは、そうだというふうには思っておりますけれども、ただ、先ほど、私が、今、申し上げたようなことも、大村議員がおっしゃっていただいたことも、同じ、そんなに答えは一緒、答えというか方向性は一緒だと思うのでね、こういうことが、町民の皆さんに議論として、よく分かって、皆さんに理解をしていただく1つの、どう言いますか、きっかけと言いますか、そういうことになればなというふうには思っておりまして、私、私も答弁をさせていただきますし、大村議員からの意見もお聞かせいただいているところです。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

この縮充のまちづくりの中で、この魅力的なまちづくりを目指すというのが、やっぱり目指しているところなのかなという意味では、そこは同じだとは思いますが、やっぱりメッセージ、ポジティブな、縮充という言葉自体はポジティブなメッセージなんだということを、やっぱりポジティブな言葉として、やっぱり受け取っていいものだという、ぜひはっきりと言っていたいただきたいなという思いがあって、このようなことを言わせていただきました。

先日、三日月のほうで、みんな活フォーラムが開催されましたけれども、その中で、この縮充のお話をしていただいた作野先生が、挨拶、拍手、笑顔、こういったものから、町は変わっていくんだと、そういうようなお話をされていました。

その、これと言うのも、基本的にはメッセージ、皆さんに伝えるポジティブなメッセージだと思います。ですから、こういった部分、今までも、もちろん、日頃、町当局の皆さんは、取り組んできていただいていると思います。そして、また、今後、より一層、力を入れて取り組んでいただければという気持ちを込めまして、お願いさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、1つ目の質問については、終わらせていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

獣害の現状と、今後の対策のありようについてお伺いいたします。

佐用町では、鹿・イノシシ・猿による獣害が農林業において、大きな課題となっています。

獣害から守るための獣害防止柵を設置する金銭的・人的コストも、農林業の継続、そして、新規参入の課題になっています。

そして、農林業を守るための獣害防止柵が、観光にとって景観上の課題ともなっています。

さらには、熊も出没が増えてきており、暮らしの課題になってしまったように思います。

獣害は、農林業、そして、佐用町での暮らしにとって、現在、取り組んでいて、今後でも取り組まなければならない大きな課題です。

議会でも、最近では、一般質問、毎回、毎定例会される議員がおられます。昔の議事録を見ますと、そこまでたくさんの方が、第1回、2回、3回とか、そのへんを順番に見て行ったんですけれども、そこまでされていなかったように思います。やっぱり、それだけ、現在、大きくなってきた問題なのかなという印象です。

さよらの3月号、この広報のほうでも、今回は、獣との終わりなき闘い特集ということで、獣害に関する特集をしていただいております。

その中で、いろいろ説明されているので、広報で読んでいただくのもいいとは思いますが、ちょっと、まあ、この課題解決のために、現在、行われていること、そういった部分についても、お伺いしていきたいと思います。

現在は、有害鳥獣捕獲活動・獣害防止柵などの対策も取られております。現状の対策について、お伺いいたします。

捕獲活動は、基本的には、猟による捕獲です。捕獲活動においては、猟師の減少、高齢化など、担い手の確保が課題となっています。

兵庫県猟友会にお伺いしますと、兵庫県の猟師の高齢化率は70%というふうにお伺いしています。銃、特に第一種猟銃ですね。ライフル、散弾銃、これが減っている。そして、第二種も減っている。

若い人、若い女性は、わな猟で入ってきているけれども…入っているんじゃないかと感じておられるようです。わなに関しては、人数は横ばいから少し増えているくらいだけでも、なかなか猟銃の減少、猟銃のほうまで移って行っていただくというようなことまで

は至っていないというのが現状のようです。それは、佐用の猟友会の方に聞いても同じようなものでした。

担い手確保は、多くの地域で課題となっており、いろんな自治体が、いろんな助成をしています。新規取得にかかる試験申請手数料・登録手数料・猟友会費の助成、わなの購入・わなセンサーの購入の補助、猟犬の保有費用の助成など、いろんな事業が行われています。

また、獣害防止柵での対策については、農地を守るため、林地を守るため、集落を守るために、現状、設置されていていっていると思います。ここで3点、お伺いいたします。

①つ目、狩猟の担い手確保のため、佐用町で、令和4年度、5年度に補助金を交付している事業と利用実績を教えたいと思います。また、その事業の評価もお伺いいたします。

②つ目、令和4年度、5年度の獣害防止柵の設置・管理にかかる費用を補助する事業と利用された金額を教えてください。また、その事業の評価もお願いいたします。

③点目、ここには、3つあるんですけども、今後の獣害対策についてもお伺いいたします。

a. 狩猟による頭数のコントロール、狩猟の担い手の確保について、どのように考えておられますか。

b. 2つ目ですね、獣害防止柵での対策を、今後どのように継続していくおつもりでしょうか。

c. 犬の放し飼い、GPS追跡、ドローンによる監視、AIを活用した動物活動パターン解析、わな監視システムなど、既存だが導入されていない手法や、新しい手法を導入しようとする人・企業を応援するような事業はあるのでしょうか、お願いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村議員からの2点目のご質問であります獣害の現状と、今後の対策について、お答えをさせていただきます。

鳥獣による農業被害であります。令和2年度は981万円、令和3年度は911万円、令和4年度は793万円というふうに、獣害を金額で推計していきますと、減少傾向にございますが、被害額は減少傾向にございますが、この被害額は、農業共済に報告のあった被害額でありまして、家庭菜園等共済金の支払い要件には含まれていない被害については、十分に、当然、網羅できていない点や、鳥獣被害を理由に、もう既に、耕作を辞めていく人が、たくさんいるということ、そういうことを考えますと、この被害額、金額以上の被害が、当然、あるというふうに考えております。

また、熊については、農業被害だけでなく、人身被害、精神被害など、そういうものの農業被害以上の被害の発生も懸念をされているところであります。

以上の状況を踏まえまして、大村議員のご質問に順次お答えをさせていただきますが、まず、①点目の狩猟の担い手確保のための補助事業利用実績についてと、その評価ということについてでございますが、町では、狩猟の後継者となりうるハンターを確保するために、狩猟免許試験や講習会、免許更新の費用の半額を助成をさせていただいております。令和4年度の新規狩猟免許取得者は、わな免許4名、令和5年度はわな免許1名、銃器1名、銃器とわな免許の両方の取得者が2名というふうになっております。

自分の農地を守るために狩猟免許を取得したいという相談もあるほか、全国的にはジビエブームにより狩猟免許試験の人气が高まっているということも聞いておりますが、さら

に広報紙等で狩猟の魅力や補助制度の紹介も行い、新たな担い手の確保に、今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

また、この1月には、猟師の後継者育成のために県が実施している「狩猟マイスター育成事業」の一環として、受講生が有害捕獲班に同行する形で、銃猟を体験いただきました。受講生からは、「無線もつけさせてもらえて、実際に狩猟の臨場感を感じ取ることができた」との感想も寄せられ、狩猟のある意味では「やりがい」なども実感いただいたということでもあります。

そのほかにも、猟師の担い手を確保するため、応援隊として京阪神から佐用町に応援に来てもらい、有害捕獲活動をしていただいております。引き続き、猟友会と連携しながら、猟師の育成を行うとともに、多くの町外の方に、有害捕獲活動にも協力をいただけるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、②点目の獣害防止柵の管理・設置にかかる実績と、その評価ということについてでございますが、令和4年度の防護柵設置補助金については、18地区に約1,600万円の補助を行いました。令和5年度においても要望のあった24地区に対しまして2,500万円の予算を計上し、また、令和6年度予算においても同額の、2,500万円を予算計上させていただいております。獣害対策については、近隣の自治体と比較しても、手厚く支援をしているということは、議員もご承知いただいていると思っておりますが、具体的に補助率を申し上げますと、そうした防護柵の新設では材料費の85%、また、更新でも70%と、高い補助率で支援をさせていただいているところでございます。

しかし、近年の資材等物価高騰の影響により、地元においても、自己資金の捻出に苦慮されていることと思っておりますが、町といたしましても、そのご要望に、できるだけお応えができるように、予算の確保に努めているところであります。

一方で、設置した柵の効果を十分に発揮させるためには、日常の維持管理が、これがまた、非常に大変ですけれども重要であります。そのため、管理の仕方について、農会長会でチラシを配布したり、個別に相談があった際には担当から説明をさせていただいております。

また、3月の広報紙では、先ほど、お示しいただきましたけれども、獣害特集の記事を掲載し、佐用町の獣害対策の取組や防護柵の管理の仕方などを紹介させていただいたところでございます。多額の費用を投じて設置した獣害防止柵でありますので、その効果を十分に発揮できるように、引き続き管理の仕方等について周知・啓発も行ってまいりたいと思っております。

次に、③点目の今後の獣害対策についてのうち、まず、狩猟による頭数コントロールと狩猟の担い手確保についてでございますが、まず、鹿・イノシシの有害駆除と狩猟の合計で申し上げますと、令和2年度の捕獲頭数は鹿2,885頭、イノシシ494頭で合計3,379頭。令和3年度の捕獲頭数は鹿2,956頭、イノシシ472頭で、合計3,428頭。令和4年度においては、鹿2,085頭、イノシシ382頭で、合計2,467頭となっております。若干、捕獲頭数が減少傾向というふうに見えますけれども、その原因としては、過疎化、高齢化による狩猟者の減少に起因するものだというふうに推測をいたしております。そのため、①点目のご質問にお答えをさせていただきましたとおり、新規狩猟者の確保や後継者の育成のために、猟友会や集落と連携しながら、活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、令和6年度に計画をしております鹿・イノシシ以外の有害捕獲事業として、猿については、集落に出没している「ハナレザル」グループの捕獲を行うため、集落と連携し、捕獲に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

熊については、人身被害が発生した令和2年度からは集落周辺に出没する熊の有害捕獲

に積極的に取り組んでおりますが、これまでに1頭しか捕獲できておりません。町内のクマの生息数は相当数にのぼると推測しておりますので、引き続き、県や森林動物センターとも連携をしながら、集落に出没する加害個体の有害捕獲にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、獣害防止柵の今後の対策についてということでございますが、柵については、先にも述べましたとおり、設置をしても管理がなされなければ、十分な効果を発揮できません。例えば、電気柵であれば、草が触れていると漏電し、電圧が弱まってしまいますし、電気柵の高さが高すぎると、鹿やイノシシが農地に侵入をいたします。また、ワイヤーメッシュであれば、穴や隙間があると、そこから動物が侵入するため、日常の見回りと補修が重要であります。これらの対策は、地域の皆さんで取り組んでいただくほかありませんが、それぞれの防止柵の特徴と、それに応じた管理の仕方についても、引き続き、広報、啓発を行い、鳥獣被害の防止ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、新たな手法を導入しようとする人や企業を応援する事業はとのことについてでございますが、企業等から新たな手法による獣害対策についてのご相談があれば、積極的に、これにも協力してまいりたいと思っておりますが、これまでには、ドローンを使った狩猟やレーザー光を用いて動物たちを寄せつけなくする装置などの実証実験も行っております。町としても、獣害防止に効果的な新たな技術や手法があれば、ぜひとも、また、そうした企業、メーカーの方たちとも一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ちょっと、順番にお伺いしていきたいとおもうんですけども、狩猟者への助成について、もう少し詳しくお伺いいたします。

ちょっと、人数は、先ほど、お教えいただいたんですけども、佐用町では、狩猟免許の取得費用を助成する事業というのをしていると思うんですけども、これについて、先ほどの人数の方、言っていた人数の方というのは、全部、これを受けられたという認識でよろしいのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） おっしゃられるとおり、全て、補助金のほうを交付させていただいております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

もう1つ、今回、僕も最初には言っていないんですけども、1頭当たりの有害鳥獣の駆除に関する助成金についてもあると思うんですけども、それは、ちょっと、確認だけなんですけれども、このあたり兵庫県の他地域に比べて、基本的には同じに設定しているという認識でよろしいのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 有害捕獲の期間、4月15日から10月末という期間になりますけども、その間におきましては、国の補助金も含まれます。捕獲に対する報償金に対して、で、それに加えて、それぞれの自治体が独自で上乗せなりをされて、それぞれの自治体で単価は定めておりますので、多少、差はございますが、おおむね、この近隣に関しては、全く一緒というわけにはいきませんが、大体、似たような金額となっております。

ただ、県境に接する、位置する佐用町でございますので、岡山県が兵庫県に比べて、若干、高めというお話は聞いてはいますが、西播磨地域においては、おおむね均衡が取れているというふうに認識しております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

西播磨地域では、おおむね均衡というふうにお伺いしましたけれども、例えば、その狩猟免許の取得費用の助成に関しても、例えば、隣の宍粟市というのは、もう少し幅が広くて、狩猟税、そして猟友会費、そのあたりも助成対象になっているんです。

同じように、姫路市は狩猟税については書いていないんですけども、この猟友会費、そういった部分についても助成をしているんですけども、このあたりについては、もう少し、そういう意味で言うと、合わせてもいいのかなというふうに考えるんですけども、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 確かに、宍粟市さんに比べますと、佐用町の助成の割合は低いということになるかと思いますが、ただ、一方で、こういう経済的な支援をさせていただく、さらにさせていただくことによって、その狩猟者の方、後継者なりが増えていただければ、もちろん、やった効果もあるかなとは思いますが、なかなか、金額的に言っても、さほどの額にはならないと思っております。

ですので、そういった経済的な効果ということよりも、もう少し、一方で狩猟というのは、趣味の領域でもあるというふうに思っておりますので、そういった楽しみ方というのをも併せて啓発させていただきながら狩猟者の方が増えていけばいいというふうに考えているところでございます。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

近隣の例を、今、お伝えさせていただいて、確かに、単年的なものもありますし、ずっと継続的じゃないという部分もあるとは思っているので、額にすれば、差は、そこまで大きくはないのかなとは思いますが、一応は、やっぱりほかの、どうしても動物自体が、あっちゃこっちゃ行くわけなので、ここの自治体が高いというふうに、1頭当たりの補助金を高くするとか、やっぱり、そういったものも、また、それも違うのかなという部分も、僕も思う部分もありますので、その部分については、まあ、仕方がないというか、仕方がないと言うと、言葉が、ちょっとよくないですね。それも1つの考え方なのかなとは思いますが。

ただ、その狩猟者を、やっぱり増やすという意味では、この助成も、1つこれは補助的なものだと思います。

まさに、先ほど、課長に言っていただきましたように、どう広報していくのか、その狩猟について伝えていくのかという部分については、やっぱり本当に、もっと、しっかりと取り組んで、今回、広報さように、こうやって取り組んでいただいていますし、こういった部分についても、もっと、やっぱり知っていただくというような状況があるのかな、必要があるのかな、そのほうがいいのかというふうには個人的には思っております。

町長の最初の答弁にありましたけれども、何て言ったらいいんですかね、体験事業と言うんですかね、そういったものも県の分、狩猟マイスター育成事業ですかね、その分についても、また、広報の中の1つだと思いますので、こういった事業にも取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、こういった事業に町内でも取り組んで、その銃を一緒についていく、わなを見学する。わな猟の見学の分には、私も参加させていただいたんですけれども、やっぱり、そういった部分というものが、今後の狩猟者の増加につながっていく部分、もちろん、教育的な側面なのかもしれませんが、あるのかなと思いますので、引き続き、お願いしたいところです。よろしく願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やっぱり、今の獣害の大きな対策は、それを、まず、鹿やイノシシ、こういう頭数を減らすということ。それと、その被害が出ないように防ぐという、柵をしたり、電気柵をしたり、メッシュの柵をしたり、この2つでしかないんですよ。

その中で、やはり捕獲をするという分については、猟友会、狩猟される方の力に頼らざるを得ない。頼っているわけです。その皆さんに、猟友会にお世話になっております。

今、大村議員がお話のように、大きな金額ではなかったとしても、なかなか、猟友会の高齢化もあり、それが増えていないという状況でありますので、やはり近隣、宍粟市が、そういう部分でも、ある程度助成をしたりして努力されている、そういう点は、同じ、この西播磨の同じ問題を抱えて、同じような状況でやっているところなので、これは、猟友会さんなんかとも、当然、担当者のほうも、協力をお願いする中で、そうした猟友会の会費とか、そういうものがどれぐらいあるのか。私も、ちょっと、正確には、そのへんのことは、今まで、あんまり聞いていないので、それは、また、改善と言いますか、また、支給

できるようにするべきであるところがあれば、当然、そういう制度も変えていきたいと、少しでも支援をしていきたいと、そのように思っておりますので、そのへんは、ちょっと、また、検討させていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

その助成の中で、大日本猟友会、これが県猟友会、兵庫県猟友会佐用支部があつて、兵庫県猟友会があつて、その上の日本の団体として、大日本猟友会というのがありますけれども、そこでは、今、新規第一種猟銃構成員支援事業ということで、狩猟免許、銃の所持許可を取って、新規加入する 40 歳未満の方に、40 歳未満の男性と女性。女性については、年齢制限がないということなんですけれども、1 人当たり 3 万円を助成していたり、この猟銃譲渡促進事業とあって、60 歳以上の猟を辞める方から猟銃を譲渡すると、新規の方に譲渡すると、譲渡した側、辞める方ですね、その方に 2 万円を支給するような事業もされているんですけれども、こういったことで、猟友会のほうでも取り組んでいるんですけれども、そういったことも、なかなか、中に入ってみないと、多分、細かいところというのは、本当に難しい部分というのはあると思いますので、先ほど、寄せていただきましたけれども、広報とか、そういった部分を広く持って、いろいろやっていっていただきたいなと思います。

そんな中で、佐用町はドローンという、これはもう、新聞にも載ったりしていますし、メディアにも取り上げていただいている、そういう取組をしているという意味で、県猟友会の方にお話を聞いた時でも、佐用支部の方は、県猟友会の佐用支部の方、そして、佐用町の方は、そういう猟に関して、しっかり取り組んでいるというような、先進であるような認識だというふうにおっしゃっておいりましたので、そのあたりは、やっぱり日頃というか、努力というものが、実際、そのように評価されているのかなというふうに思いますので、そこは引き続きやっていただいたら嬉しいなと思うんですが、ちょっと、そのあたりで、先ほど、その頭数のコントロールのお話が出たので、ちょっと、その部分をお伺いしたいんですけれども、やっぱり、その頭数のコントロール、狩猟するということと、狩猟するということか、有害駆除をするということと同時に柵で守る。この両方が大事だというふうに言うていただいていますけれども、僕はもう、こちらへ来たのが 6 年前になるんですけれども、その時はもう、普通に獣害柵があるものだと思って認識して来ましたので、よかった。よかったというか、そういう認識を持って来たんですけれども、その中で、いろんなお話を聞くと、25 年前、30 年前は、この獣害から防ぐような柵は、山につけるという話が昔あったけれども、圃場には、基本的にはなかったものだというふうにお伺いしています。

現在、去年も 2,500 万円、ああ、去年というか今年度ですね、ごめんなさい、令和 5 年度 2,500 万円。令和 6 年度も、一応、2,500 万円というふうに、今、答弁のほうをいただきましたけれども、この柵が、やっぱりあるということについて、どれぐらいの何というのかな、コストを見込んでおられるのかなという、実際に払っているという部分は、そこに書いてある。説明いただいたとおりだと思うんですけれども、これがあることによって、観光上というの、やっぱり観光の方から、観光地、佐用町にも観光地ありますけれども、そこに来た時に、やっぱり柵があるのが、ちょっと寂しいなというふうな意見というのは、やっぱり聞いています。何となく、皆さんのイメージ、のどかな農村風景とか、そういっ

たものというのが、やっぱり、その柵がないものなんだと思うんです。

でも、実際は、もう柵がないと、食い荒らされてしまうという、そのような状況なので、もちろん、それは柵をつけないといけないとは思いますが、ちょっと、このへんの、その頭数を、どうしてもそうなる、柵で守る必要がないほど頭数を減らすという、例えば、そういうような考えもあるとは思いますが、そのへんの頭数のコントロールについては、ちょっと、もう少し深くお伺いしたいなと思います。

県の管理計画があります。今回、お話しいただいたのは、鹿とイノシシだったので、ニホンジカ管理計画、イノシシ管理計画、これ兵庫県が出しているんですけども、この管理計画と、その頭数と、実際じゃあ、どれぐらいを、目標数も書いてあると思うので、100%とすべきなのか、もう少し、それより捕ったほうがいいのかとか、この場で答えられるんだったら、お伺いしたいなと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 非常に難しい課題であるというふうに認識しております。

その鹿やイノシシ、本当に増えていると思います。

先ほど、人口推計のお話ありましたけれども、明らかに、この獣たちは、自然増かなというふうに思っています。

で、それらをコントロールするということは、もう捕獲して、個体数の管理をするしかないというふうに思っております。捕獲いただけるのは、もうその猟友会の方々しか、もう頼るところがございません。ですので、町といたしましても、できるだけ、そういった方々にご支援させていただいておるんですけども、目標数値を決めて、あまりにハンターの方たちに、ノルマみたいなものを課してしまいますと、ひょっとしたら、今、自主的な活動が、受け身の活動になってしまって、減退するおそれもあると思っています。

先ほども、ちょっと、申し上げましたけれども、狩猟って、一方では趣味の部分もございます。そういった意味で、できるだけ関わっていただける方には、楽しんでいただきながら、また、その地域にも好影響があるような、そういったところでご活躍いただきたいというふうに思っております。

で、日頃から、猟友会とは連絡を密に取っております。情報交換もしておりますので、そこは、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私が、また、答弁すると、本当に、次々と長くなってしまって申し訳ないんですけども、やはり、今、大村議員がおっしゃっている趣旨、やはり個体の管理、これの目標なり、どれぐらいが、やっぱり、ある程度、そういった柵などをせずに、昔のように農業、耕作なんかができるかということなんだと思うんですね。

ですから、そのこれだけ、今、被害があつて、それに対する個体管理とか、野生動物との、やはり片方では、昔から、こうした保護するという、よく言われる動物と人間との共存共生だとか何とかというような話ですね。一方では、そういう話が、当然、ずっとある。今でもあります。

それに対して、動物研究所というところが、兵庫県は設置をされて、そこで、一応、調査をし、どういうふうな、どれぐらいな個体数を維持すれば、例えば、絶滅せずに、また、人間、大きな被害をもたらさずに、共存ができるのかというようなことを、一応、研究しているところがあるんですよ。

ただ、そこも、その研究所から研究者が来ても、本当に、私は、あなたたちの、本当に、実態をどう捉えているのかということ、かなり厳しく申し上げるんですけども、兵庫県、非常に全国の中でも生息数が多いところになっております。

でも、これは全国に広がっているんですね。和歌山県もそうですし、三重県のああいふ奈良県のほうもそうですし、岡山県もそうです。

兵庫県だけで見ると、その推計頭数が10数万頭とか、多い話では30万頭いるんじゃないとか、それも、全体に散らばっているわけじゃなくって、ある程度、たくさんいるところというのは、例えば、西播磨の私たちの地域なり宍粟市で、そういうところなり但馬のほうが多いという形になっているんですけどもね。

だから、その中で、その研究所の話では、1日の行って、目撃頭数ですね、山へ入って、鹿等を目撃する中で、1日1頭とか、それ以下にするとか、そういうことを1つの目安にして頭数管理をするということも言われるんですけども、じゃあ、それが10数万頭が、じゃあ5万頭になれば、被害が少なくなるのか、もっと少なくなるのか。それが3万頭になればいいのか。昔に戻すということになれば、私どもの子供の頃、鹿なんか見たことなかったです。本当に、私、1回だけ鹿を子供の頃、見た記憶が鮮明にあるんですけども、それ1回だけ。

で、猟師の方でも、鹿を捕るということはなかったです。イノシシはずっといました。

だから、そこまでするのであれば、今、10数万頭と言われるものを、言うたら、もうほとんどゼロに近いところまで持って行かないかんのですけれどもね、それは、本当に、なかなか実際の、今の狩猟体制ではできませんし、県も逆に保護をしてきた。

20数年前、鹿捕獲についても、雄鹿しか捕獲は許可されなかった。それも1日1頭とかです。雌は駄目だと。当時から、私は、そういう中で、こんなことしていたら、もう鹿、どんどん増えますよと、それは、かなり言っていたんですけどもね、でも、やっぱり、その時には、保護をするほうが優先でした。

それで、急に、これだけ、一気に増えてきた中で、今、捕獲。これだけの佐用町だけでも、当時、多い時には3,000頭超えましたし、今でも2,000頭、3,000頭近いものが、毎年、捕獲していただいて、それにも、たくさん補助金も出して、たくさんのお金を、猟友会も、本当に大変、ご苦労いただいておりますけれども、お金も年間何千万円というお金がかかっているわけですよ。でも、減っていないんですよ。これが。被害も減っていない。目撃も一時、ある地域によっては、若干、減ったなというふうに言われますけれども、移動しますから、だから、毎年、毎年、これだけ、ずっと捕獲も毎年していかなきゃいけない。防護柵もずっと維持していかなきゃいけない。だから、もっと、根本的に、もっと、減らす。頭数を減らす。個体を管理をするということ、もっと、明確に、県に打ち出してくれということ、お願いするんですけども、県としては、年間3万5,000頭とか、それを目標を4万頭ぐらい捕獲するというような目標をされていますけれども、でも、生まれるほうが、それ以上に生まれ、同等に生まれてきたら、いつまでたっても減らない。

だから、少なくとも、生まれるほうを、より以上に、年間5万、6万頭を捕獲していけば、5年、10年たてば、かなり減るということに、私はなると思うんですけどもね。

今、実績として、年間3万頭とか、県下全体で、こういう目標では、ずっと、これを維持するだけだと。これは、兵庫県だけの問題じゃなくって、ほかの県下、全国で、特に、エゾシカなんか、北海道なんか無茶苦茶増えているんですけどもね、こういう実態でありま

すので、今、大村議員が言われる、じゃあ、幾らぐらいを置いて、幾らぐらいにしたら被害がなくなるのか、これは、私は、なかなか分かりませんが、昔からのことを思えば、全く柵もなく、できるんだしたら、本当にもう、なかなか見る機会が少ないというぐらい、人間が見る機会が少ないというぐらいな頭数にしていかないと、被害はなくなるというふうには思っております。

長い説明になりました。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

動物との関係を、どうとるかということというのは、本当に、なかなか難しい問題だと思いますけれども、その中で、先ほど、町長が、根本的に個体管理をするということをしてほしいということを、県にお願いしているということですので、ぜひ引き続き、ちょっと、お願いさせていただきたいと思います。

その中で、もちろん、先ほど、課長が言っていたように、猟友会の皆様、実際、捕るのは猟友会の皆様なので、猟友会の皆様が、もちろんやりやすいというか、そういった目標を設定するというのも、もちろん、すごく大事な事かなと思いますので、そういったお考えについて、お伺いできたということで、本当にありがとうございます。

この猟で、やっぱり鹿を減らすとなると、じゃあ、実際、どうしていくのかという話になっていくと思うんですけども、基本的には3つだと思います。

1つは、今の捕る猟師を増やす。これが1つですよね。これは、日本全国で問題になっているということですけども。

もう1つは、頭数のコントロール、これも、もちろん、もう1つですね。

あと、もう1つは効率化ですよね。どう捕っていくのか。これも、また1つの問題になっていると思います。

やっぱり、人口が減っているんで、人口が減っている、まあ、それもそうですし、狩猟者も減っていますので、狩猟者1人が、捕らなきゃいけない。捕らなきゃいけないという言葉は、ごめんなさい、よくなかったですね。1人当たりの頭数というか、そういうものというものを、やっぱり、もっと、楽しくというのがいいのか分かりませんが、もっと、いい形で捕っていくというのが必要なかなと思います。

そんな中で、新しい技術の導入についての助成についてもお伺いさせていただきました。

そんな中で、ちょっと、近隣の例を挙げさせていただいて、お伺いしたいんですけども、例えば、姫路市では、わなのセンサー事業、それをしています。捕獲センサー購入費の補助金ですね、こういったものをしているんですけども、わなというのが、やっぱり猟銃を持つ人が減っているということで、わなというのは、1つの可能性なのかなというふうに考えているんですけども、これは、姫路市では、やっぱり、わなは見回りが大変で、いつ捕れるか分からないというのが、なかなか難しいというふうに、これ猟師の方にお伺いしています。そんな中で、センサーというものが1つ可能性になるのかなということで、お伺います。

姫路市では、この捕獲センサー購入費補助金というのを、わなセンサーでメールとか、インターネットを通じて通知を受けると、そういった補助事業に4万円を上限として、100%を出しているんですけども、こういった部分について、今まで、今、先ほどのお話にあったんですけども、今まで、要求があったのか、なかったのかという部分が、1つ、

ちょっと気になっているので、ちょっと、お伺いさせていただきたいと思います。お願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

先ほど、おっしゃっていただいた、わなのセンサー、リモートで、その様子が分かる。

また、最近では、そのカメラの映像で、手元に、現場に行かなくても、把握できるというような装置があるということは、前々からお聞きはしております。

おっしゃられたように、要望があれば、その機械の購入に対して、助成ももちろん考えたいと思うんですけども、ただ、こういう地域の中で、わな設置するのって、大体山の中であったりするので、携帯の電波が、なかなか届かない地域も、結構あります。

それと、それぞれに発信機能がつきますので、通信費ですね、基本料含めて、そういったランニングも、後々、ずっとかかってまいりますので、なかなか、そういったご要望が少ないのかなというふうに思っています。

それと、併せて、ハンターの方も高齢化しておられるというお話もありました。割と、高齢者の方が活躍していただいておりますので、そういった、新しい技術というの、なかなか、ご存じないこともあろうかと思っておりますので、お知らせさせていただきながら、ご要望があれば、検討のほうもしてまいりたいと思います。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

先ほど、ネットワークの話もしていただきましたけれども、令和4年の12月議会で、私も、このLPWA、Low Power Wide Area（ロー パワー ワイド エリア）ネットワークについての一般質問をさせていただきました。

やっぱり、こういった技術を、新規技術ですね、そういったものを使って、やっぱり対応していくというの1つなのかな。これ組み合わせだと思んですけども、1つは、先ほど言ったように、減っていくというのを防いでいって、猟師の方を増やしていくというのが1つ。

そして、もう1つは、新規、こういう事業、技術、新規技術の導入、そういった、今までとは違うような手法を導入してみるというの、また、すごく大事なことなのかなと思います。

そして、今、もう1つ、現行の効率化、こういったものも、すごく重要なかなと思っていますので、ぜひ要求がありましたら、できる限り、対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

で、最後に、ちょっと、この制度について、最後に1つだけお伺いしたいんですけども、事務作業が、ちょっと、大変だという話を聞いています。なかなか、こういう事業で、佐用町のほうとか、県とか国とかが出そうとはしているんですけども、それに関する紙を、やっぱり出すのが面倒くさい。書類を出すのが面倒くさい。そういった部分も、猟師の方、そして、そういう活動をされる方からお伺いしていますので、ぜひ、そういった部分に関

しても、今後、やっぱり、事務作業、こういった部分というのは、やっぱり猟師の方も、活動に必要な費用は必要ですけれども、事務作業はあまり別にしたくないと、これは普通の思いだと思いますので、そういった部分に関しても、もう少し、もう少しというか、簡略化していくというような流れについても、ちょっと、検討していただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 多大な事務作業をお願いしているというのは、重々承知はしておるところでございます。

もちろん、できるだけ省力化というところでも、可能な範囲でしていきたいとは思いますが、やはり、その国や県の補助金をはじめ、佐用町の公金もそうですけれども、公金を扱って支給させていただくという事業でありますので、やはり書類作成なり、実績報告というものは必要になってまいりますので、そこは、できるだけご協力いただきたいというふうに思っております。

年々、結構、種類の量が増えたり、この狩猟だけに限らず、全体にそうなんですけれども、どうしても、不正というか、あってもならないような、曖昧な事例なんかがあったりすると、だんだん提出書類が増えたりしていくこともございます。そういった中でも、紙的なものではなくって、先ほど大村議員おっしゃったような、その ICT を使って証拠が確認できるような、そういった手法も片一方では、今、検討しておりますので、できるだけ、事務作業とか軽減できるようにということは、常々考えて対応させていただいておりますし、今後も、対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

佐用町にとって、私は、人口減少と、そして、この動物との関係、今回は、獣害という形で、お話をお伺いしましたけれども、そして、森林との関係、山との関係というのが、本当にすごく大事な課題なんじゃないかと考えておりますので、今、皆様、しっかりと取り組んでいただいておりますけれども、引き続き、この取組を継続していただくように、お願いいたしまして、今日の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

続いて、7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） 7 番議席、日本共産党の児玉雅善です。今回は、2 つの問題について、質問させていただきます。

まず、この場では、まず 1 番の人口減対策を問うと題しまして、質問させていただきます。

す。再質問、また、もう1点の問題に関しては、所定の席からさせていただきます。

昨年12月22日に、国立社会保障・人口問題研究所、社人研が将来推計人口を発表しました。それによりますと、この佐用町の人口は2020年が1万5,863人に対して2050年には、推計人口が7,284人となり、2020年を100とすると45.9%となり半数を切る激減が予想されています。とりわけ、15歳から64歳までの生産年齢人口を見ますと20年を100としますと50年には32.7%と3分の1にもなる激減が予想されています。生産年齢人口の減少は産業や福祉の人材不足、自治体の運営や維持が困難になるおそれがあります。そこで、人口問題に対する対策をお伺いします。

まず、1番、空き家対策など社会減を減らすための移住者増の成果は上がっていますか。

2番、出産数の低迷が続いています。出産数を増やすには収入面を含め、安心して子供を産み、育てることのできる環境をつくるのが肝要です。また、産婦人科の設置や保育、幼児教育の充実など地域社会全体で子供を育てていく体制などが必要です。町長の方針をお伺いします。

3番、生産年齢人口が減りますと税収も激減が予想され、今のうちに相当な覚悟をもってあらゆる手立てを尽くす必要があります。町長の見解と覚悟をお聞かせください。

4番、若い方の定住促進には、働く場の確保が必要です。産業の促進、企業誘致への取組についてお聞かせください。

5、先日、開かれましたみんな活フォーラムでは作野先生が「縮充のまちづくり」についてお話しいただいたそうです。22年度から「縮充」によるまちづくりを町の方針として定め、「縮充戦略アドバイザー」をおいて本格的に取組を始めたと思いますが、その業務の内容と、その成果はどうなっているのかお聞かせください。

再質問は、所定の場でさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問、まず、最初に人口減対策を問うというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

先ほどの、大村議員のご質問にもお答えをさせていただいたところでありまして、まず初めに、町では、令和2年度から令和8年度を計画期間とする第2期地域創生人口ビジョン・総合戦略を、国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました人口推計をもとに人口の将来展望を描き、人口減少が今後も継続することの認識のもと総合戦略を展開いたしております。総合戦略では、人口減少をできる限り緩和するとともに地域に元気と活力をもたらすべく、「人口減少への適応」、「人口減少の緩和」、「地域の魅力・元気づくり」を3つの基本方針として、「移住・定住施策」や「子育て支援施策」などの人口減少対策と、「生業・にぎわい創出」や「安心安全なまちづくり」などに努めているところでございます。

これを踏まえて、まず1点目の空き家対策など移住者増の成果は上がっているのかというご質問でございますが、平成28年度からの空き家バンク制度の創設によりまして、今年度の実績も含めて、売買が74件、賃貸が23件、合計97件の成約があり、うち、63件138人が町外からの移住者となっており、空き家対策による移住・定住施策の推進について一定の成果を上げてきたものと思っております。

移住希望者の多くはYouTube等のインターネットによる検索が多いことから、昨年9月に開設した空き家紹介専用のYouTubeチャンネル「楽（らく）やで！佐用」を、これまで

以上に移住希望者の目にとまりやすく、分かりやすい内容の空き家動画を随時掲載し、さらなる移住者増につなげられればというふうに考えております。

次に、2点目の出産数を増やすための子育て支援の方針ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員の言われるとおり、子供を安全に安心して産み育てるためには、様々な基盤や体制を整えて社会全体で支援する必要があるがございます。まず、妊娠期に当たる女性にとって、安心して産前産後を過ごすため、より身近に産婦人科があることが望ましいことは重々承知しておりますが、私も、こうした問題は、もう全国的な、また、兵庫県にとっても、大変大きな課題でありますので、県の産科医療の検討委員会というところにも出席をさせていただいております。そういう中においても、都市部であります尼崎とか芦屋、また、伊丹、そうした阪神間、都市部でも、そうした医療機関が不足している。医師が不足している。そういうことが訴えられております。

佐用町の現在の人口や、また、そうした医療、全国的な、また、兵庫県下の医療の取り巻く状況のもとで、医師の確保や最新設備を整備する産科、病院の設置ができるかと言いますと、これはもう不可能に近く、現在では不可能に近く、そのために、現在は主に、宍粟市、赤穂市、姫路市等の専門医療機関を利用いただいている状況でございます。そうした中、妊婦健診を誰もが受けやすくするために、健診費用について上限9万8,000円までの助成をしているところであります。

また、乳児期の子育てを行う家庭へは、その経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成27年から第2子以降の保育料を無償化にするとともに、今年度から町内の保育施設での紙おむつ無償提供または紙おむつ専用のクーポン支給等も行っております。

さらには、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりのため、妊娠期から出産・子育て期まで保健師や管理栄養士など専門職が面接相談や電話連絡などを行う伴走型支援を実施し、育児の不安の軽減及び虐待防止に向けた支援も行っているところであります。

そのほかにも子供の健全育成の推進と、子供の居場所づくりのため放課後の学童保育の実施、また令和5年3月には、子供たちが安全に遊べる遊具を設置した、いこいの広場等も開設し、ご利用をいただいているところであります。

今後も佐用町の子供たちが笑顔で健やかにのびのびと育つことを願い、子ども・子育て支援事業計画にも支援や事業を盛り込み、実施可能な施策を実施し、社会基盤を整えてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目のご質問ですが、5点目の質問とも関連がございますので、後ほど、3点目については、お答えをさせていただきます。

4点目の産業の促進、企業誘致の取組ということについての質問にお答えをさせていただきます。

まず、これまでも申し上げているところでございますが、若い方の定住促進のための働く場の確保につきましては、町内に働く場がないということではなく、今の若い方々が望む職種や条件に合致する職場が少ないことが課題でありますので、実際に、町職員の採用試験の状況を見ましても、平均受験倍率は約4倍弱というふうに、以前と比べると非常に低調な上、その受験者に対する町内出身者は3割程度にとどまっているほか、町内事業所からは求人募集しても応募が少ないという状況も聞いております。

また、企業誘致を考えた場合、労働力の確保が必須となりますが、生産年齢人口が減少する中で、今後、企業の進出に見合う労働力の確保が町単独では難しいというふうに推測されます。

このような状況から、大きな方向性として、通勤圏内であり生活圏・経済圏をとともにする、近隣市町等と連携を図りながら、広域的な企業誘致に取り組んでいくことが望ましい

というふうに考えております。播磨科学公園都市におきましては、県企業庁や関係市町等の関係機関と連携いたしまして企業誘致を実現しております。本町からも多くの方が、そうした企業に通勤をされていることは、ご承知のことかと存じます。

また、本町独自の企業誘致策といたしましては、学校等跡地利活用事業や、自ら事業を立ち上げようとする起業・創業に意欲のある事業者に対しまして、新規起業・創業支援事業などの中小事業者支援事業も継続して行ってまいりたいと考えております。

新型コロナ以降の行動変容やIT技術等の進化などにより、若い世代において「働く」ということに対する概念や考え方が、これまでと大きく異なってきていると感じているために、若者定住促進策とあわせて、若い世代が望む働き方の実現に向けた支援に取り組んでいかなければならないと考えております。

最後に、3点目と5点目のご質問について、関連がありますので合わせてお答えさせていただきますが、人口減少や少子高齢化、また、税収をはじめ地域経済や生活関連サービス、医療・福祉分野、空き家の増加、地域コミュニティの衰退など様々な面でネガティブな影響が予想されているわけではありますが、冒頭で申し上げましたとおり、町では、これに対応すべく総合戦略に基づき各種施策を展開し、人口減少対策に取り組んでいるところでありますが、これと合わせて、人口減少は避けられないとの認識のもとに、人口が減少しても住民一人一人が充実して幸せな暮らしを実現するため、今年度より「縮充」を町政の羅針盤として掲げて、縮小社会に前向きに対応したまちづくりを進めていきたいと思っております。

2月11日に開催しました、みんな活フォーラムで島根大学の作野広和教授からは「人口が増えていたこれまでと、人口が減少しているこれからでは違う」「人口減少が深刻化する将来を見据えて、これまでのやり方や考え方などの価値観を変えていくことが必要ではないか」との、そういうお話がございました。

減っていくことを、やはり、厳しい現実問題として受け止めて、前向きかつ未来志向で対応していくことが重要であり、行政運営はもちろん、地域や様々な活動においても、これまでの仕組みや手法などを見つめ直していく必要があるというふうに考えております。そのためには、まず、このような意識や機運の醸成とともに、具体的な方向性を示し、取組を具現化するための検討も進めているところであります。

また、縮充戦略アドバイザーにつきましては、部署や政策などの縦割りを超えて総合的かつ戦略的に施策を推進するとともに、適切なアドバイスをいただく役割として、今年度4月より週1日勤務していただいております。

縮充のまちづくりの実現に向け、私たちの暮らしを維持していくため自治会や地域づくり協議会などへの伴走支援のほか、役場内の施策等の企画・検討や部署間連携の促進、そして若い世代の参画支援など、幅広く活動いただいているところでございます。

具体的には、各自治会や地域づくり協議会での勉強会や出前講座の実施、話し合い支援や相談業務、また、行政内において縮充の進め方の検討や考え方の整理、本町の実情に合った他自治体の事例等の紹介、まちづくり部門だけではなく、介護保険総合事業や学校の地域連携などの支援や部署間連携の促進、そして、佐用高校の授業や若い世代により構成されるミライカイギ実行委員会の運営・進行などを行っていただいております。まちづくりにおける専門性と様々な技術を有した専門家を行政内部に迎えることで、縮充のまちづくりを、より充実かつ的確に、また、スピード感を持って進められていっているところであります。

人口減少が続くことは、避けられない、これは現実の事実であり、様々な人口減少対策を講じながら、人口減少による様々な変化を厭わず、常に未来志向で、町民の皆様がこの佐用町で充実して幸せに暮らしていただくことを目指して、役場職員はもちろん、町民の

皆さまと一体となって縮充のまちづくりの推進と、その実現に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

3番（幸田勝治君） ありがとうございます。

まず、最初に、合計特殊出生率、これ人口を維持するためには2.06から2.07が必要とされているようなんですけれども、本町の出生数ですね、それを、まず、お答えいただくことと、合計特殊出生率は、先ほどの大村議員の質問の中にもありました1.32と聞いています。そういったふうに、人口、出生数が非常に少ないように思います。この少子化の大きな原因として、未婚化の進行と、それから、既婚者の出生数の減少があると思うんです。本町における50歳以上の未婚の割合と、年間の婚姻数は幾らか、この3点、まず、お答えいただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

まずは、出生数についてでございますが、ここ近年の出生数をお答えいたします。

ここ近年でございますが、令和4年度でございます。令和4年度が45名。それから、令和5年度が50名を見込んでおります。そういったところでございます。令和3年度が57名というふうな形になっております。出生数については、以上でございます。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 2点目、3点目、お尋ねになったのが未婚率とおっしゃいましたですかね。すみません、そのような数字は、ちょっと、今、手元には持っておりません。

先ほど、少子化の原因について、おっしゃいましたけれども、晩婚化、それから、1人の女性が生涯にわたって産む子供の数、これ合計特殊出生率と、ザクッと、そういう形で言われますが、それが低いということ、それはそうなんですけれども、佐用町に限って申し上げますと、結局、出生率もそうですけれども、これ全国的に見て、やっぱり若い女性の東京圏への集中が非常に進んでいるということで、今日のニュースでも、チラッと出ていましたんですけれども、この地域創生の取組が始まって、約10年ということになります。その中で、国のほうも、一度、この10年間の取組を検証して、次の取組に向けて検証したいというようなことで、その中で1つのスポットとして、若い女性の動向に注目していると、そういうようなことがございましたので、幾ら出生率が多少上がったとしても、やはり、その世代の方々がいないと、数自体は増えないと、こういう事象があるというのは、そのとおりだろうなというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

出生数の減少、これはもう本当に、隠せない現実なんですけれども、その原因としまして、社会保険料率の引上げでありますとか、長期間にわたる実質賃金の減少、これ、今、テレビ見ていますと、春闘の満額回答とか、いろいろ言われていますけれども、やはり、これも大企業なんかは、それに上がっているんですけれども、中小企業、佐用の場合ですと、中小企業がほとんどだと思えるんですけれども、そういったところにまで波及するのが、まだまだ、これから先いう感じで、そういうことがあると思います。

それと、育児、教育コストの増加などの経済的負担の増加、また、女性のキャリア志向の高まり、これはいいことなんですけれども、それと、先ほども言われているように、晩婚化による不妊リスクの上昇など、社会的価値観の上昇などがあると思います。

それらの要因に対する対策は、どうなっていますか。

例えば、働き方なんですけれども、やはり、非正規の方が多いですよ。結婚するにしても、それから、子供を産むにしても、やっぱり、非正規という社会的な立場いうんですか、身分的なもので、やっぱり不安があると思うんです。やっぱり、正規職員、正規社員、そういったものが増えるのが望ましいと思うんですけれども、そういったものの対策、町も、佐用町も非正規の方、前から何回も一般質問の場でも取り上げられていますけれども、やっぱり、非正規の方は多い、こういったものの改善に対する取組なんか、お聞かせ願えたら、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほども、町長の答弁の中でも触れましたですけれども、この正規の職員を募集しても、そういった状況だということは、先ほど申し上げたと思います。

また、昨日の答弁の中でもあったと思うんですが、保育士の問題でも申し上げたと思います。3人募集しましたのに、応募自体が1人ということでした。

また、経営者協会の方とかとも、総会の場とかでもお話をする中で、正規の募集をしても、なかなか応募がないんだというようなご意見を伺っております。

もちろん、非正規の方が、役場の中でも、いわゆる会計年度任用職員という形でお勤めをいただいている方も、たくさんいらっしゃいます。でも、これは、必ずしも正規になりたい方ばかりではないわけです。やはり、フェイズ、フェイズに応じた働き方で、町に貢献したいという思いを持っておられる方もいらっしゃるのも事実でございますので、やはり、この、当然、都市部と比べれば、職の種類、それから数自体も、それは当然、少ないのは事実だとは思っています。

ただ、町内の状況を言いますと、先ほど申し上げたとおり、全く、そういうことがないわけではございませんので、そのあたりは、そういうふうな事実の認識というのを持っていていただきたいなというふうに思います。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 非正規の問題、そういったものも確かにあるとは思いますが、できる限り、例えば、保育士にしてもそうですし、図書館の職員にしても、やはり会計年度任用職員が多い、こういったところ、できる限り、正規職員にしていただけるようお願いいたします。

そして、もう1つの問題は、妊産婦さんの健康面、やはり元気な子を産もうとすれば、やっぱり母体である妊婦の健康状態も非常に大事な問題になると思います。そこで、妊産婦に対する助成、いろいろあるのは、先ほどもお聞きして分かっているんですけども、そこで妊産婦医療費助成制度について、お伺いします。

この制度は妊娠中から産後の方が、医療機関での窓口負担の不安なく受診できるようにする制度です。

23年6月現在で栃木県など6県では全県で、また、その他の府県でも68市町村が既に実施しています。

しかし、残念ながら、兵庫県では、まだ、どこでも実施されていません。

胎児、子供の健やかな成長の大きく寄与し、社会全体で妊産婦を支えるという環境ができ、妊娠期、産後の不安定な心理状態の中で、安心感にもつながります。少子化対策にも一助になると思います。この制度を取り入れるかどうか、また、取り入れてほしいと思うんですけども、こういった面で、見解をお伺いします。

議長（小林裕和君） お答えできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

議員がおっしゃる、ある一部の地域での助成というところなんでございますけれども、それは全額助成ということで、認識されているということによろしいんでしょうかね。

それを、私どものほうでは、全額助成というところではございませんけれども、先ほど、町長の答弁にもありましたように、妊娠期の医療費助成、健診費用として、9万8,000円、上限までです。それで、14回分を助成させていただいております。

その中で、ほとんどの方が、自己負担が最小限に抑えられて受診が可能となっているというふうな形で認識しております。

また、その中で、医療が必要になった方につきましては、医療保険のほうを利用していただいて、一部負担をしていただいている医療を実施されていると認識しておりますので、議員のおっしゃる、もしかしたら全額負担をしている市町があるのではというところではございますけれども、佐用町におきましては、ほとんどの健診費用を助成させていただいておりますので、それで対応させていただきたいというふうに考えております。

また、妊娠期、産婦期の出産後の妊婦さん、産婦さんへの支援といたしましては、保健師等が伴走的に相談等に乗らせていただいて、必要であれば、非常に、心の問題も生じてまいりますので、そういった面につきましては、必要に応じて心理士さんをお願いして、相談に乗っていただくようなことも実施しております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。

児玉議員、通告は受けておるんですけども、あまりそれで行かないように、質問には注意をしてください。

7番（児玉雅善君） はい、了解です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、児玉議員。

7番（児玉雅善君） 先ほどの、この医療制度なんですけれども、市町によりますと、妊産婦の医療費の保険診療自己負担分を自治体が公費で助成するものです。

妊婦の経済的負担を軽減する制度で、地方自治体の単独事業となっていますね。こういったもので、健診なんかはもちろんですけれども、健診以外の、いろんな妊娠中に風邪引いたりとか、そういった医療費なんかも補助されるようです。そういった面での助成制度なので、先進的に取り組んでいただきたいなと思います。

この問題については、次にしまして、次に、縮充戦略アドバイザーについて、ちょっと、お聞きます。

この縮充戦略アドバイザー、これ所属と言うんですか、部署というんですか、これは、どの課の所管になるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

企画防災課に所属ということになります。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、分かりました。

縮充戦略アドバイザー、この縮充という言葉なんですけれども、こういったイメージで取り組まれるのか。

例えば、いろんな集落ありますけれども、だんだん、だんだん集落の戸数が少なくなっ
て、自治会の統合であるとか、あるいはまた、インフラの統合であるとか、そういった面
も含まれるのでしょうか。そこらへん、具体的に、こういったイメージなのか、お聞かせ
願えればと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

そもそも、この縮充という言葉は、コミュニティデザイナーの山崎亮さんの、そういった本の中で出てくるものでございますけれども、縮充と言いますと、人口や規模は縮小しても、充実して幸せに暮らすことができること。つまりは、量より質を大切にすると。そして、また、賢く縮むことというようなことで、ご紹介をされておるところでございます。先ほど来、ずっとお話出ているんですけれども、これから、人口は、どんどん減っていくということにはなるんですけれども、それを、現実として、受け止める中で、そういう中で、今の状況、私たちの、今、いろんなことを取組しておりますけれども、そういうのを、もう一度、本当に、このままでいいのか、無駄はないのかというようなことを、皆さんで話し合いながら、そういうふうな小さくなっていくということにつながっていくと思うんですけれども、そういう中で、取り組む、これだけは取り組んでいかなければならないというようなことも、みんなで共通認識をしていくようなことで、今、いろいろ検討をしておるところでございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

この縮充という考えたかですね、これは、本当に、この過疎化の進む中で、大切な考え方だと思います。

これ本当に、いざやるとなると本当に大変だと思うんです。

私も自治会長をやっている時に、自治会の統合ということを取り組んだことあるんですけれども、うまくいきそうで、最後で頓挫してしまったんですけれども、本当に、いざやるとなると、いろんな難しい問題出てきます。そういった面、地元の方、町民とよく納得された上で、進めていただけるようお願いして、この問題は、ここまでとさせていただきます。

次に、2番目の問題、性同一性障害に対する質問をさせていただきます。

自分は女性なのに「男として生きたい」。逆に男性なのに「女として生きたい」というように、性別の不一致感から悩まれる方が多いと聞きます。

これ微妙な問題でお答えできるかどうか、また、統計なんか取れるんかどうか、分からないんですけれども、分かれば結構です。

1、性同一性障害の方、町内には、どのくらいいらっしゃるのか

2番に、その方たちへの相談などの体制はどうなっていますか。

3番目に、公共施設や学校などでのトイレなどの配慮はどうなっていますか。

4番目、学校などでの着替える際の配慮はどうなっていますか。

5番、学校健診などで聴診器をあてる時やレントゲン撮影の時など、同性の医師やスタッフが対応するのが望ましいと思いますが、現状はどうなっているのか。

6、また、兵庫県ではパートナーシップ制度の導入が4月1日から予定されています。制度の素案も募集されていましたが、本町での対応はどうなっていますか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの2点目の性同一性障害対策を問うというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

現在、LGBT や、LGBTQ など、性的指向や性自認に関する社会的な認知が世界中で高まりつつございますが、日本においては、性同一性障害は、生物学的・身体的な性と、自分自身の性別についての認識が一致せず、生きていく上での困難を抱える場合に対して、医学的に診断されるものと法律で定義されております。

まず1点目の性同一性障害の方は、町内に幾らぐらいいるのかというご質問でございますが、このような質問をされても、行政として、こうした調査ができるような問題ではないということは、十分お分かりだと思いますので、当然、お答えをさせていただくようなデータはございません。

2点目の、そうした方たちへの相談などの体制はどうなっているのかというご質問でございますが、町行政には、様々な窓口が存在し、多くの町民の皆さんのご要望をお聞きしたり、相談に応じたりしております。そうした職務の中で、「自認する性」とのギャップや「性同一性障害」に関する悩みをお聞きすれば、求めや必要性に応じて、県が設置する相談機関や、性同一性障害の診療にあたる医療機関などと連携して、対応に当たってまいります。

3点目の公共施設や学校などでのトイレなどの配置についてであります。まず、多目的トイレは男女どちらでも利用できるトイレでもありますので、特に「性同一性障害」への対応という目的で設置したものではございませんが、機能といたしましては対応できるものというふうに考えております。公共施設につきましては、役場本庁舎や支所、保育園、さよう文化情報センター等の文化施設、上月体育館等社会体育施設、地域福祉センター等福祉施設、姫新線・智頭線の駅舎など42施設、公共施設がありますが…を数えておりますけれども、そのうち、26施設には多目的トイレが設置してあります。

小・中学校のトイレにつきましては、佐用中学校以外の全ての学校に多目的トイレを設置し、障がいのある子供だけではなくて、性同一性障害など性の多様性にも、これも配慮しているところでございます。

性同一性障害への対応が必要な児童生徒があれば、トイレの問題だけでなく、学校生活全般にわたって配慮が必要であり、事前に本人及び家族の意向を踏まえ、十分協議するとともに、教職員が共通認識をした上で、学校ぐるみで対応していくことが重要であるというふうに考えます。

4点目の学校での着替えをする際の配慮はどうなっているかということについてですが、学校では、体育の授業や運動部活動の際に着替えをいたしますが、基本的には男女別の更衣室や部室、特別教室等に着替えを行っております。

性同一性障害への対応が必要な場合は、トイレの利用の際の配慮と同様に、本人の意向を尊重した対応をとることといたしております。

5点目の学校健診などで聴診器をあてるときやレントゲン撮影の時、同性の医師やスタッフが対応するのが望ましいと思うが、現状はどうなっているのかということについてでございますが、児童生徒の健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法に基づき毎学年で実施することが定められておまして、子供たちの健康状態を正確に診断し、健康の保持増進と適切な学習指導が行えるよう実施しているものでございます。例年、年度当初に学

校医に訪問していただいて、保健室等で実施をいたしております。実施にあたっては、文科省の通知に基づき、男女別に、カーテン等で仕切ったスペースを使い、養護教諭が立ち会って、これを行っております。また、服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はバスタオル等で身体を覆うことなど、児童生徒のプライバシーや心情に配慮するように努めているところでございます。

ご質問は、同性の医師が診察すべきではとのことですが、現在の学校医は5校が男性校医、3校が女性校医で、それぞれの地域の医師の方をお願いをしているところでありまして、正確かつ児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断を実施するために、事前に健診環境等について学校医と相談し共通認識を持った上で健診に当たるとともに、児童生徒や保護者の理解が得られるように、保健だより等で健診の意義や健診方法についてもお知らせするなど、理解を求めているところでございます。

6点目の兵庫県ではパートナーシップ制度の導入が予定され、制度の素案も募集されていたが本町での対応についてということにお答えをさせていただきますが、県では、令和6年4月1日の制度開始を目指し、パートナーシップ制度の素案に対するパブリックコメントを2月2日までに実施し、現在、制度の実施に向けて最終調整が進められております。パートナーシップ制度そのものは、法的効力はございませんが、性別や性的指向、性自認などは問わず、「お互いを人生のパートナーとする」ためにパートナーシップ届出書により手続きを行うことで、県内のどの地域でも制度が利用できるようになります。自治体間での連携などについては、今後、検討・調整が進められることとなりますが、佐用町においても県の制度を利用して、介護保険や町営住宅に関することなどサービスの充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

学校健診の問題なんですけれども、やはり、私の知人なんですけれども、高知県で、元教師なんですけれども、教師時代に不登校なんかの問題に当たるカウンセラーをやった方なんですけれども、その方なんかによりますと、不登校に陥ったりするのは、大体、やっぱり、5月の連休明けあたりが多いそうなんです。それは、何でか言うと、やっぱり、4月あたりに健康診断があると。そして、健康診断の時に、やっぱり体を見られたりすることによって、そこが原因でいじめが起こったりするケースもあるようなんです。

だから、極力、個室で1対1、1対1ないし、医師と介助する方と本人いう形で、プライバシーが極力保てるように、ご配慮願えればと思っています。

やっぱり、体に障がいがあるとか、いろんな面がある方も、子供も多いと思います。それを人に見られることによって、傷つく場合もあると思いますので、そこらへの配慮、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、パートナーシップなんですけれども、これ、当然と言えば、当然なんですけれども、非常に難しい問題だと思います。県に歩調を合わせて、町でも対応していただくということなので、大変（聴取不能）かと思います。

いろんなLGBTQ、いろんなケースもあると思うんですけれども、一人一人の尊厳を損なうことのないように、十分に注意して、対応していただくようお願いいたします。

そういうことで、後は、それと、m3.comという医療従事者のみが利用可能な医療専門サ

イトがあるんですけれども、そのサイトは小学校高学年以上の学校健診での検査の実態を調査しています。そして、勤務医 656 人、開業医 225 人、合計 881 人の医師会の回答があり、その先生たちの最も重視している対応という説明に対して、生徒と同姓の職員による同席、補助が 36.9%。また、個別の診察スペースを確保することが 21.1% だったそうです。

やはり、先ほども申しあげましたように、多感な時期に入る児童も多い、特に、聴診器あてる場合など、結構、怖いと感じる児童もいるそうなんです。そういったケースもありますので、十分にご配慮願うことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 40 分とします。

午後 0 0 時 1 2 分 休憩

午後 0 1 時 4 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 公明党の大内将広と言います。一般質問を 3 点させていただきます。

1 点目は、タクシー運賃助成事業について。2 点目は、五反田住宅や他の町営住宅の浴槽について。3 としまして、町内の全小中学生に配布のタブレット端末を活用した「なやみ相談 SOS」の運用について、この 3 点を通告どおりさせていただきます。

それで、まず 1 点目は、タクシー運賃助成事業についてです。

昨年 5 月 31 日からタクシー運賃値上げにより、利用される方から、運賃料金 2,000 円で、町の助成金が出て 1,000 円、半額で乗れていたが、運賃料金が 3,000 円以上になり倍の 2,000 円要ることになった。距離が遠くなるほど、利用者の負担が大きくなる。もう少し検討して助成金を上げてもらえないか声を聞いた。それを踏まえて質問をします。

今は、タクシーの 2,000 円までの運賃は、半額の助成があります。

そして、タクシー 3,000 円までの運賃は、1,000 円自己負担で残りは助成あります。

タクシー 3,000 円以上の運賃は、2,000 円の助成で、あとは自己負担になります。

そういうことで、利用者の今年の、令和 5 年 4 月値上げからの 12 月までの利用者数を教えてください。

それから、町の外出支援事業のコミュニティバス、さよさよサービス、タクシー運賃助成のこの 3 本柱のバランスをうまく保って、持続的に運営できるように取り組んでいると思われませんが、特にタクシーについては利用者の方の負担が大きいのではないかとこのことを聞きましたので、ここで質問させていただきます。

後の質問は、所定の場所でさせていただきます。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大内議員からのご質問で、最初のタクシー運賃助成事業について、お答えをさせていただきます。

佐用町の外出支援サービスは、タクシー運賃助成、コミュニティバス、さよさよサービスという3つの公共交通を柱に事業を行っております。タクシー運賃助成は、町内に住民票のある65歳以上か障がい者手帳をお持ちの方にご利用をいただいているところであり、また、さよさよサービスは、町内在住であれば、どなたでもご利用ができ、町内での生活に必要な移動にご利用いただいているところでもあります。

まず①点目の利用者数の推移であります。平成21年に1万9,700件の最高利用者数があった以来、高齢者は増加しているのに利用者は減少を続け、令和2年に1万2,000件となりました。令和3年と4年は利用者が増えて1万3,000件となっておりますが、その理由、原因は分かりません。令和5年は1万1,000件を割り込み、前年比85%程度となる見込みでございます。

ご質問の4月から12月の利用者数を、運賃ごとに述べますと、2,000円以下は、令和4年が5,739件から5年の3,444件へと40%減っております。2,000円から3,000円は4年が3,103件ありましたので、5年の2,538件と比べて19%減少しております。3,000円以上は4年が1,186件から5年の2,002件というふうに69%、ここは増加となっております。

ご質問いただいた3つの運賃区分による実績では、例えば、これまで1,800円だった運賃の利用者が、値上げによって2,300円の運賃になったというように、利用者が1つ上の運賃区分へ移ったことが要因というふうに読み取れます。

代わって、運賃が約1.3倍に上がったことを考慮したデータで報告いたしますと、令和5年の2,000円以下の利用が前年比81%、2,000円から3,000円の利用が91%、3,000円以上の利用が62%という結果があり、全体の利用者が前年比85%であったことを考慮しても、高額な運賃の利用者が、確かに減ったことがうかがえます。

次に、②点目の公共交通の3つの柱のうち、タクシー利用者の負担が大きいのではないかとのご質問でございますが、タクシーの運賃が物価高騰に伴う燃料の高騰や、賃金上昇の気運から値上がりしたことで、利用者の負担が大きくなったのに対しまして、佐用町内の他の公共交通の利用料金が据え置きのままですので、タクシー利用者の負担が増加したということは、これは間違いないと思います。

タクシー運賃助成の事業については、もともと、他の交通サービスよりも、さよさよサービスとかコミュニティバスよりも、当然、自己負担が大きい公共交通でありまして、これまで利用される方も、タクシーへの乗り合わせや、さよさよサービス、また、コミュニティバス、鉄道の利用など、ニーズに合わせて、ご利用をいただいているものと思っております。

引き続き、タクシーを利用される方々には、この自己負担と言いますか、タクシー運賃が値上がりしたことにより、タクシー運賃の自己負担が増えるということではありますが、町といたしましても、当然、町の負担も増えていっておりますので、佐用町の、何度も申し上げますけれども、公共交通、3つの公共交通それぞれを使い分けて、利用される方も工夫してご利用をいただけるように、よろしくようお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） タクシーを利用される方が、結構、奥の方とか、奥海の方とか、石井の奥の辺の方とか、そういう方がおられて、それで、さよさよサービスとかコミュニティバスとか、そないなんも利用すればいいんですけども、なかなか時間的に合わないということで、タクシーを利用するようになったら、やっぱり距離がありますので、非常に負担が大きいので、少しでも気持ちでも、負担率を上げてもらえないかなという思いがありまして、ちょっと、質問させていただいたんです。

そのへん、年いかれてね、これから高齢化がどんどん進んでいくんですけども、年いかれたら、この運転もね、運転、今までしていたんですけども、この運転もできないので、免許証を返したと。結局、交通機関を利用するということになると、年金暮らしで、タクシーの運賃が、それだけ高いということは、ちょっと、しんどいなということで、少しでも、気持ちでもいいんですけども、補助を上げてもらえないかというのを、再度、質問させていただきます。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ご利用いただいている方のお気持ちは、それは、分かります。

ただ、当然、ご利用いただいている方も、分かっていると思いますけれども、もともと、そういう助成とか、そういうものはなかった。そういう中で、町としても、そうした皆さんの負担を少しでも軽減して、皆さんが、できるだけ、いろんなところに出て来ていただいて、元気に暮らしていただくというために、さよさよサービス、また、コミュニティバス、そして、タクシーというような公共交通、佐用町の地域公共交通というものを組み立てて、今、実施をしているわけです。

これは、佐用町にも、もともと、そういう事業が、制度がなかったですし、また、ほかの自治体においても、そうしたところ、同じようなことをやっているところもありますけれども、こういうものがないところも、いっぱいあります。

だから、今まであったものが当然として、それと比べて、負担が大きくなったから、それを少しでも、また、助成を増やしてほしいという気持ちは、当然、今、今言いましたように、分かりますけれども、当然これ、町の持ち出しと言いますか、町が負担をして、運営をしております。先日の質問でもありました、さよさよサービスにおいても、1枚の利用券300円の利用券、それにかかる経費が、やっぱり1,700円ぐらいかかっているということを、お答えさせていただきました。

それだけ、皆さん、みんなのお金と言いますか、公金が支出、使われているということでありまして、タクシーだけではない、先ほど言いましたように、少しでも、その利用される方も自分の持ち出し、負担も、当然、持ち出しを少なく、負担を少なくということでは、そうした利用について、何を利用するかというのは、ある程度、当然、考えていただいていると思いますけれども、確かに、タクシーは便利だということ。だから、少々、負担が多くてもタクシーを利用するという方も多いわけです。ですから、当面、今のこの3つの公共交通機関、事業を、町としても安定的に、持続的にこれからも実施して、継続し

ていくためには、そうした経費負担ということについては、今の段階では継続して、…形で、負担、経費、その制度の中で、ご利用いただき、できるだけ、できれば、さよさよサービス等も運行しているわけですから、そういうものもご利用いただいて、実質の、それぞれの利用者の負担を、少しでも自分で軽減する努力といいますか、工夫もしていただきたいなということをお願いしたいと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） いろいろと聞くと、やはり、どうしてもタクシーの運賃が値上げしてしんどいということをお聞きしますが、利用者の方も、そうして工夫して、利用されるように、また、お願いして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2点目ですけれども、五反田住宅の浴槽で、高齢者の方が土間から高く深いので、入りにくく風呂に入らないという方がおられました。改良ができないか。また、ほかにも町営住宅でそういうところはないか。対策として、手すりをつけるか、もしくは、浴槽を交換しなくてはならないのではないかと思います。お伺いします。以上です。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 大内議員からの2つ目のご質問でございます。五反田住宅や他の町営住宅の浴槽について、ご質問にお答えをさせていただきます。

ご存じのように、五反田住宅というのは、平成6年に雇用促進住宅として事業団が建設をされて、その後、平成22年4月より佐用町に譲渡いただいて、町営住宅として、これを管理運営しております。

その当時、雇用促進事業団のこうした建物というのは、全国に建てられていって、ほとんど同じような仕様というんですか、設計でつくられておりました。

私も、そういう説明を受けた時に、もう少し、ああいう5階建てで、エレベーターがないとか、階段で上がりにくい、部屋のそういう、当時から、当然、高齢者なんかは使いにくい状態の住宅でありましたので、改善ができないのかということは、担当者の方にも申し上げた記憶があるんですけども、やはり雇用促進事業団の雇用促進住宅というのは、ある程度、雇用促進ということで、年齢的には、働き手、実際、現役として働いている方、そういう方を対象にということでの設計がしてありましたので、なかなか、細部までの配慮、そうした高齢者等への配慮というのはできていないというのが現実です。

出来上がったものを、町として、移管を受けて、譲渡いただいたわけですが、なかなか簡単に、それを改修していくと、改善していくということは難しいわけでありまして。

五反田住宅2棟あって、60戸、現在の入居数が45戸で、以前は、ほとんどいっぱいだったんですけども、今は、やっぱり空き家も増えて、入居率は75%でありまして、うち65歳以上の方がいる高齢者世帯というのは11戸あります。

できるだけ、高齢者の方には、そうした4階、5階という高層のところは避けて、できるだけ、1、2階というようなところに入居していただくように、担当者のほうは配慮はしているところであります。

その中で、住宅の浴槽につきましては、先ほど申しましたように、構造上、設置できる

浴槽の種類が限られておまして、浴室給湯器が故障したり、修繕が完全に不可能になって、全部を取り替えなきゃいけないという時には、これで全部解決するわけじゃないんですけども、その浴槽も、従来設置されている浴槽よりかは、いわば低い、浅い浴槽に交換をしております。

それでも、10センチも低くなるわけではないんですけども、まあまあ、若干、低くなれば、またいで入りやすくは、当然なるということで、そういう機種を選んで、交換をしておりますが、これ入居者の方から、まだ使える中で、現在、全てそれに、少しでも、そういうふうにしてほしいと言われても、これ給湯器とか浴槽とか一緒に交換をしまりますので、そういう個別に、そうした要望にお応えをするというのは、ちょっと、これは考えておりません。

そうした中で、非常にお困り、使いにくいということで、入浴が困難になっている場合は、佐用町で別に福祉助成制度として、佐用町人生いきいき住宅助成制度や、介護保険の住宅改修制度といった、そういう方の体の不自由になられた方の状態に対して、手すりの設置とか段差解消に係る費用、こういうものを助成する制度がございますので、これは個人の住宅だけではなくて、町営住宅での生活の中にでも、これは適用、助成できるということでもありますので、そういうご案内も担当者のほうでさせていただいております。

ほかにも介護保険での入浴用の浴槽台やシャワーチェアですね、腰かけて、中でシャワーが使える、そういう備品とか、そうした福祉用具等についても、購入していただけることができます。

なお、そのようなご相談の場合は、入浴以外にも日常生活全般について支援が必要である可能性も考えられますので、まずは高年介護課、地域包括支援センターと連携して対応することといたしておりますので、よろしく申し上げます。

また、他の公営住宅においても床面から浴槽の縁までの高い浴槽は一部には、まだ、残っております。これは、建設年度によりまして、新しくつくったところは、そういうことにも配慮して、当然、設計もしてありますけども、他の住宅でも、公団の雇用促進住宅より古い住宅も、当然ありますので、そうしたところにもあるわけでありまして、先ほどの場合と同様に、そうしたお困りになった場合には、高年介護課や地域包括支援センターへご相談をいただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 丁寧な説明ありがとうございます。

確かに、介護保険等を適用して、福祉の助成でできると思ひますけども、あそこ自体は、五反田住宅自体が、高齢者の方が説明あったように、なるべく上じやなしに1階のへんに、当然、おられるということなので、そのへんも配慮されているということを知りまして、後は、その住んでいる方に対して、また、私のほうからも、ちょっと、説明したりしてしていきたいと思ひますけれども。

こういう福祉の助成、介護、助成等なんかで、その住んでいる方が、非常にどちらかと言うと、生活保護を受けるか受けないかというような状態の時に、果たして、助成で、何ぼか金を出して、何割ぐらい、こういうのは福祉で自己負担が要ののかなというのを、ちょっと、お伺ひしたいと思ひますが、お願ひします。風呂の。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

先ほど、町長が申し上げた、人生いきいき住宅助成事業のことですが、2種類あります。

65歳以上の方、一般型という制度と、要介護認定を受けている人ですとか、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の特別型というのがあります。

それで、要介護認定を受けられている方ですと、それで、もし、生活保護の方ですと100%補助があります。負担がありません。ただ、対象経費には限度がありまして、介護保険の住宅改修という制度が20万円分あるんですけど、その20万円分も含めて、対象経費が100万円までとなっております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） また、詳しくは、聞きに行きたいと思います。

以上のことで、この五反田住宅のことについては、終わりたいと思います。

最後に、町内の全小中学生に配布のタブレット端末を活用した「なやみ相談 SOS」の運用について、質問させていただきます。

町内の全小中学生に配布のタブレット端末を活用した「なやみ相談 SOS」の運用はできないか。

教育委員会の担当者がグーグルの「フォーム」「クラスルーム」の機能を組み合わせて運用する。具体的には「なやみ相談 SOS」のアイコンをタップし、「じぶんのこと」「ともだち」「クラスメートのこと」「がっこう、せんせいのこと」「かぞくのこと」などを選択し、詳しい悩みを入力する。送信は24時間可能。送信されたグーグルのIDから学校名や名前が分かるため、記入なしで相談者を把握できると。送信された相談は町教育相談室が受信。相談員と児童生徒の一对一の「クラスルーム」が設置され、メッセージのやりとりをしながら悩みに対応すると。児童生徒の同意があれば保護者に情報を伝えたり、スクールカウンセラー、虐待の可能性が疑われる時にも対応できる。これは、山形県・酒田市でやられていることで、相談室は、平日午前9時から午後6時、土曜日は午前9時半から正午の間になっています。相談事業の経験がある元教員が対応しているそうです。

子ども達が悩み相談しやすい、この環境整備になるのではないかとということで、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、3点目の町内の全小中学生に配布したタブレット端末を活用した「なやみ相談 SOS」の運用についてのご質問にお答えします。

大内議員ご案内のとおり、スマートフォンやタブレットが子供たちに普及したことにより、SNSを利用した悩み相談を実施する自治体が増えてきております。ご紹介にあった山形県酒田市も、市の教育委員会が独自に相談員を配置して、GIGA タブレットを使った悩

み相談を昨年の7月からスタートさせております。

現在、LINE や Web チャットなど SNS による悩み相談は、音声通話や対面相談と違い、気軽に相談できることから、子供たちの SOS を容易に察知する機会の1つとして広く活用されつつあると認識はしております。

ご案内のとおり、兵庫県においては「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」が、既に開設されており、今後も佐用町においては、学校規模や相談員の配置などから、兵庫県の事業を活用していきたいと考えております。

なお、「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」は、LINE やパソコンを使って相談するもので、相談の受付時間は、双方向で相談する場合は午後5時から9時まで、一方向で連絡する場合は24時間受け付けております。子供たちには毎年、QR コードがついたチラシと小さなカードを全員に配付し、自ら気軽に相談できる体制をとっているところでございます。また、悩みや相談事を学校へ知らせてほしい場合は、学校へも情報を提供し、学校ぐるみで対応することとなっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） ちょっと、もう1回、ちょっと、意味が、意味というか、兵庫版の、その悩み相談は、この山形県の同じように、タブレットで、できるということなんですか。同じような条件に近いのでしょうか。ちょっと、質問させてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 兵庫県版につきましては、パソコンとかスマートフォンで相談ができます。

先ほど、教育長のほうが申し上げましたように、QR コードがついておりますので、それを読み取ることによって、簡単に相談の窓口につながるというシステムでございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） もう1回、ちょっと、分かりにくいので、家に持って帰っているタブレットも同じように、そこに打ち込んで悩み相談ができるということとは違うのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） タブレットにはカメラがついておりまして、それで、QR コード読み

取ることができます。それによって、このサイトが開いて、つながることができる。

それから、パソコンのほうから、直接、URL、その指定された何ですか、アドレスを入力することによっても、同じところへつながると、そういったシステムです。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 小中学生で、今まで相談が何件ぐらいありましたか。分かりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 佐用町の小中学生が、そこを利用したという件数までは、私どものほうには、報告はございませんので、分かりませんが、兵庫県全体では、令和4年度の実績では4,600件余り相談が寄せられたというデータがございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） この山形県酒田市でしているのは、自分とこの市で何人ぐらい、何件あったんかというのが分かるんですけど、自分とこでね、佐用町で何ぼ、そういう悩みがあったんかというのが分からなったら、これ、ちょっと、自分とこの地元の、いろんな子供たちの悩みが入ってきてないんじゃないかなと思うんですが、そのへんは、どう思われますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 教育長。

教育長（浅野博之君） お答えします。

本人が、やはり保護者であるとか、学校のほうに伝えてほしいという意思があれば、佐用町でいう連絡は入ってきます。

ただ、やっぱり、そこまでもいかないような、本人がやっぱり、そういうことは、ちょっと控えたいというのであるとか、相談の内容によって、そこで解決したのであれば、何も、こちらのほうには連絡が入ってきません。

そういう SNS や電話でも 24 時間、県のほうは受け付けて、そういう相談体制は充実しておりますので、それを利用することも 1 つの手だとは思いますが、やはり、小中学校では、学校の先生に直接、対面で相談したりというのが、丁寧な対応になるかなと思うんですが、緊急の場合であるとか、やはり先生に知られたくないという相談は、そういうところを活用して、心の悩みを相談して解決してもらったらと思うんですが、どっちにしろ、佐用町で起きることで、分かる範囲で、佐用町としては対応していきたいとは考えております。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） いろんな、子供たちは悩みを持っていると思うんです。それで、小中学生は特に。で、先生に言いたくないこと、家族のこと、親のこの問題なんかもあると思うんです。

そういうことに対して、悩みを県に言います。その対処は、もう、こちらのほうでは、もう全然、佐用町の人教育委員会やそないなんあるんですけど、そないなんは、全然タッチしてないようなんでいう感じやね、結局は。聞きよったらね。

それで、いろんなこう、学校の不登校のこととか、いろんな問題があるんやけど、そういう問題なんかは、すぐに入ってくるのかもしれませんが、そういう何か、隠れたような、見落としたような感じにならないのかなと思うんですよ。

僕は、できたら、そういうタブレットで、情報もある程度は、佐用町のほうにも入ってくるほうが、しゃべらんかったら、それは、いいんじゃないかなと思うんやけども、ある程度は、情報が入って来な、ちょっと、無責任みたいな感じがするんやけどね。現場が分からなかったらと（聴取不能）、そのへんは、どう思いますか。ちょっと、おかしいかな。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 悩み相談で、その内容にもよると思うんですが、聞くだけで、ある程度、ストレスが、少し解消したりとかいうこともあると思うんです。

本当に、友達関係とか、そういうことで解決してほしいのであれば、本人は、やはり学校にも知らせしてほしいという意思を、はっきり出すと思うんですよ。そういった場合は、佐用町にも連絡が入りますので、該当校と教育委員会としては、共通認識のもとに、解決に向けて善処していきたいと思っておりますので、そこまでに、本人がならないというのであれば、そこまでではないのかなというふうに思いますし、本当に、どうしても解決したいという強い意志あるのなら、本人もやはり、自発的には言ってくるというふうには考えておりますので、知らないからというので、全然、知らんぷりという形ではないと思います。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） そのへんも、ちょっと、そのへんがあれなんですけども、困りごとを抱えないで、そういう、子供たちが相談しやすい環境づくりで、兵庫県のほうもされていると思いますけれども、僕自身は、町で、そういうのをされたほうが、より分かりやすいのかなと、タブレットでね、佐用のどこの子が相談してきておるなというのが分かって、それで、対応がより身近で、分かりやすいのかなと。対応もしやすいのかなと思って、質問させていただきました。

この質問は、最後なんで、これで終わらせていただきます。以上です。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） すみません。ちょっと、つけ足しておきますけれど、ひょうごっ子悩み相談センターということで、子供たちに配付しているチラシの中には、佐用町の青少年育成センターの連絡先も書いてありますので、必ずしも、兵庫県だけじゃなしに、佐用町の連絡先が、そこに書いてあるので、佐用町でいうことであれば、そこにも連絡してくるとは思いますので、ないことを願っておりますが、そういった連絡先は、一応、書いてあります。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。
続いて、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

[10 番 廣利一志君 登壇]

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

ユーカリの大規模植栽は撤回すべきだ。

JIA、ジャパン・インベストメント・アドバイザーに対する利神小学校跡を 10 年の無償貸し付けする事は、昨年 9 月の議会で賛成多数で決まりました。

前後して、利神小学校グラウンドに育苗ハウスを設ける、令和 6 年度 5 ヘクタールのユーカリ植栽、令和 7 年度 10 から 15 ヘクタールのユーカリ植栽など、あたかもゴーサインが出たかのごとく、情報が流れてきたり、発表されています。

奇異に感じるのは、昨年 9 月の議会では議案の中身は学校跡地を無償貸し付けすることであり、表裏一体の 4 つ事業内容については、議案ではないかの発言で、議案の採決が行われたことでもあります。小出しに計画を発表して、ぬけがけのようなことは避けるべきで、住民の納得感のもてる形での全体の計画（案）を示していただきたい。

学校跡地活用の最近の特徴的なことは、議案提案に際して、反対意見が出されたり、長時間の議論を要したり、事前の有志議員の調査で好ましくない団体であることが判明して議案化を断念されたり、三土中学校跡地のように事業開始より一般質問、決算委員会などで、その事業の決算、事業体制などに対して多くの疑問が出されてきました。

町長の思いとはうらはらに、この数年の学校跡地活用、とりわけユーカリ事業については、「前のめり」と思う方々が周囲を含めて多くおられます。そんな方々の声、ご意見は町長には届いていませんか。

今回のユーカリ大規模植栽についても、そんな懸念を町民の方々も職員も感じておられます。

議会はもとより「追認機関」ではありません。議員の声は町民の声を代弁しています。懸念、疑問に対して真摯な答弁をお願いしたい。

まず、1 つ目に、ユーカリの脅威、リスクについては専門家、これは、昨日も触れられましたけれども、昆虫学だけではなくて、森林資源学、里山環境保全、オーストラリアのマーチンバード教授など、専門家の発言、メッセージを真摯に受けとめ、ユーカリの大規模植栽は撤回すべきであります。

2 つ目、NEDO、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募に対し

て、JIA の応募について町との協議はいつあったのか。事業採択について、町長はいつお知りになったのか。

3つ目、3者、町、JIA、東京農工大の事業協定（案）についての協議は進んでいるのか。また、案の全貌を、できる限り、お示しをいただきたい。

4つ目、ユーカリの大規模植栽の全体計画（案）を早急に示すべきだ。

5つ目、該当地区に対する住民説明会の日程（案）を示すべきであります。また、該当地区の住民に対しては、事前に資料等を配布すべきであります。一方的なお知らせにするべきではないというふうに思います。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのユーカリの大規模植栽は撤回すべきだというご質問に対して、お答えをさせていただきますが、この質問を、私どもへの通告、これは、かなり以前に通告を受けたわけでありまして、その後、先般、3月8日には、そうした方への説明会、また、昨日の金澤議員からの質問に対しまして、その答弁でも、私もできるだけ詳しく、一生懸命に説明をさせていただいて、廣利議員も、そこに、ずっと同席されておりまして、その内容、私が説明したことについては、十分、聞いていただいたわけでありまして、そのことも、しっかりと踏まえて、議論をしていただくように、よろしく願いしておきたいと思っております。

まず、町の森林整備に関する考え方につきましては、先般の、私の、その説明会での冒頭、説明もさせていただきました。こうした課題に、町が、これだけ一生懸命取り組んでいる目的というものは、この地球の、今の温暖化の問題、環境問題に何とか少しでも、町行政としての責任も果たしていかなければならないという、そういう強い思い、そういうものを持って、お話をさせていただきましたし、昨日の金澤議員の質問でもお答えをさせていただいておりますので、廣利議員も、それも先ほど言いましたように、十分に聞いていただいていることと思っておりますので、これは、省略をさせていただきます。

さて、ご質問の冒頭でございます、育苗ハウスの設置やユーカリの植栽についてゴーサインが出たとの如くということでございますが、誰が何のゴーサインを出すのか、これは、私には理解できませんけれども、これまで、お伝えしているとおおり、育苗ハウスを利神小学校グラウンドで建設すること、また、令和6年度において、試験栽培について約5ヘクタールぐらいの予定をしていること。そして、7年度においては、それを増やして、10から15ヘクタールぐらいの試験植栽等を順次行うという、このことについては、実証実験事業の取組ということで、これまでも報告をさせていただいております、利神小学校を無償で貸し付けた、その内容の中に、当然、含まれている事業であります。

小出しに計画を発表してぬけがけのような事は避けるべきだということでございますが、この事業の目的や最終目標は、これまでお伝えしてきているとおおりでありまして、実証実験を始めたばかりの段階である現在において、その取組が具体的にできた事業から、逐次、報告をさせていただいているところでもあります。

また、町民や職員がこの事業について懸念を感じているということにつきましては、これは、昨日も申し上げましたけれども、そうした、この事業に懸念を持って、この事業の撤回を求めて、反対の署名活動をされている。その署名のビラに書かれた、その内容を見た方、それは、どなたでも、特に深い知識のない方、普通の人であれば、これは不安に感

じられるのは当然だと思います。

これは、職員でもということが強調されておりますけれども、それは、何も、私も、普通、そうしたことについて詳しくなければ、私でも、また、職員でも、それは当然、廣利議員が言われるように、疑念や不安を感じると、そういうことは、これは至極自然のことだというふうに思いますが、廣利議員におかれましても、ここに書かれた内容について、これが、本当に正しい根拠を持った、そうした内容だというふうに、本当に、私は、思われて発言されているのか、また、署名活動も廣利議員も一緒にされていると思いますけれども、そうした皆さんに署名を求められているのか。この点については、非常に、逆にお伺いしたいところでもあります。

そうした懸念やご質問、そういうことにつきましては、これまでも、たびたびと言いますか、私には、直接じゃなくても、担当課のほうには、質問書というような形でいただいて、それらの意見、また、疑問については、大学の先生方による専門的な見地で、一つ一つ意見、質問に対して、学術的、また、その中でのデータ、研究のデータ等を具体的な根拠をお示しいただいた上で、丁寧にお答えをしてきたわけであります。

その回答の内容に対して、なおかつ、まだ、疑義があれば、再質問していただくことで、議論は建設的に発展すると思えますが、その方々からは、当初いただいた、抽象的かつ感覚的な意見を繰り返し申されているだけであって、議論にまでは発展していないのが、現実ではないかと思えますので、そのことについては、廣利議員も、情報共有をされていることと思えますので、十分、ご承知のことと思えますけれども、こういう状況は改善をすべきではないかというふうに思います。

特に、今回、西播磨の環境・景観を考える会が、議会への請願のために、署名活動を行われたわけでありますが、先ほど、申しましたように、その際のピラに書かれていることは、私から見れば、何の根拠も示さず、その会の前身から寄せられていた抽象的かつ感覚的な内容でありまして、住民に対して、言葉はきついかもしれませんが、不安をおおっていると思えないような内容であります。

そのような中、不安を持たれた町民の方から、ご意見やご質問を、私にも直接、電話もありました。また、農林振興課にも、農林振興課に来ていただいて、どういうことであるのかということもお聞きになられた方もいらっしゃいます。そうした中で、そういう皆さんには、具体的に説明をさせていただきますと、それらの情報が根拠のないものであるという、そして、そうした学術的、科学的に研究された大学の先生方の意見の中で、こういうことで心配はしていただく必要はないということも申し上げれば、それは安心して、理解をして帰っていただきました。

西播磨の環境・景観を考える会の活動によりまして、たくさんの方が署名をされておりました、不安をお持ちになった方をはじめ、全ての町民の皆さんのために、そういうことでは、やはり皆さんに対して、町として、行政としての責任を果たさなければならないと、そういうために先週の8日に説明会を開催をし、この事業の目的や、その事業の安全性をお伝えしたところであります。

当日、ご参加いただけなかった方のためにも、当然、これは、皆さんにもご了解いただきましたけれども、佐用チャンネルで当日の模様を、ほとんど、もう全てを放送をさせていただいて、町民の皆さんにも見ていただくということで、皆さんの不安の払拭に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、懸念、疑問に対して真摯な答弁をお願いしたいとのことでありますけれども、先ほど申しましたとおり、お寄せいただいたご意見やご質問には真摯にお答えを、私はさせていただいていると思えます。それを逆に、一切、いわゆる、それに対しての逆に、廣利議員なり考える会の方々が、真摯な、やはり対応をしておられない。疑問に答えられてい

ないというふうに、私は、思っております。私どもが、そうした説明を一生懸命、担当者の者も行っても、そのことを無視して、いまだに同じような主張を繰り返される。さらには一般の町民の不安をあおることにつながってしまう。これが議員の言われる真摯な取組なのでしょいか。非常に、私は、疑問に思っております。

それでは、1点目のユーカリの脅威、リスクについては専門家の発言、メッセージを真摯に受け止め、ユーカリの大規模植栽は撤回すべきだということ、改めて、お答えをさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、議員のおっしゃる専門家の発言やメッセージ、当然、ある程度、そういう環境や森林についてもご存じの方かもしれませんけれども、そういう方の断片的な言葉、そういうものを捉えて、それだけ脅威のある環境を破壊する植物、樹木なんだというふうに断定できる根拠には全くなっております。とても、私どもから見れば、専門家とは思えない抽象的かつ感覚的なものでありまして、これに対して、私どもからは、具体的な数値等を示し、真摯に専門家、特に、長年研究をされてきた方、学者の皆さんのもの、お答えを、見解を示しているところであります。具体的に信憑性のある科学的な根拠や数値、これは廣利議員からも示していただければ、これに対しまして、さらに、それが正しい、また、当然、検討しなければならない問題だということになれば、東京農工大の先生方も、それに対しては、ちゃんと、研究を、これからの研究課題にもなるかと思えますし、それは学者として、真摯に、また、対応もしていただけると思えますし、私どもも、そういう結果を持って、この問題、最終的にユーカリが、今、佐用町内、全国にある杉やヒノキと比べて、特段、特別に環境を破壊したり、景観を破壊したりするものであれば、それをあえて、植えていく、植樹していくという計画、こういう事業をする必要もないし、これは撤回をします。

しかし、今、ぜひ、そのような、しっかりとした意見なり、それを示すことを、それが、逆に、私どもは、今のできる範囲内のことは、そうした大学の先生の方も来ていただいて、あれだけの内容で、説明会をしたわけですから、行政のそういう面での、私は、説明責任、これは一旦、果たしたと思っております。

それで、なおかつ疑義があり、違うんだと言われるのであれば、これは、反対されておられる、疑問に思われている方、考える会、木村代表を中心に、その方たちと、また、これを紹介し、一緒に活動されている、やっぱり公人としての廣利議員の、やはりこれは責任ではないかと。逆に、それを、ちゃんと説明をしていただきたい。そういうことをお願いしたいと思います。

ユーカリ、ユーカリというふうにおっしゃっておりますけれども、実証実験を経て、ユーカリ以外の樹種を選択する可能性も、当然、ございます。

現時点におきましては、センダンやコウヨウザン、キリなど、ほかの隣の宍粟市でもコウヨウザンなんかも植えております。

また、佐用町内にもセンダン、これは日本海水さんが、センダンをヒノキや杉の樹木を伐採した後に植栽をするということで、今、準備も進められております。

しかし、センダンにしても、本当に、あの樹木がそうした、確かに早く成長はしますけれども、これから資源として活用するのに、あれだけ枝の伸びたものを利用するのは非常に作業性もない、困難な状態です。

先般の説明会でも、山のことに取り組んでおられる若い人からもありましたけれども、ユーカリが、こういうものを植えた時に作業がしにくい、効率が悪いものでは駄目だという話がありました。このセンダンというのは、そこに大きな欠点を持っているんですね。だから、そういうことも比較をしていくと、総合的にユーカリが、今、一番優位であろうと、CO₂の吸収も非常に早いと、地球環境への貢献も非常にできる樹種であるということ、そういうことで、佐用町に、それが根づくことができるかどうか、この実験をしようとする

るものであります。

林業関係者や山に携わっておられる方、つまりは、現在の山林の現状を十分にご承知の方からは、新たな林業による森林整備への取組に対して、当然、肯定的なご意見も頂戴しており、応援していただいてもおります。それを、どこまで山林の現況をご存じなのか、私は、分かりませんが、分からない方からいただいただけの意見で、新たな林業へのチャレンジを撤回をしたり、数十年先の将来を見据えた佐用町の森林の再生のチャンス、私は、前のめりと申されますけれども、非常に危機感を持って、できるだけ早く、これも進めることを進めていかなきゃいけないという、そういう思いでやっておりますので、再生の1つの、私は、チャンスだということを思っておりますので、そのチャンスを失うわけにはいかないということで、そういう思いでありますので、やっぱり、廣利議員も何度もおっしゃる真摯な建設的な意見をお願いしたいと思っております。

次に、2点目の NEDO の公募に対して JIA の応募について町との協議はあったのか、事業採択について町長はいつ知ったのか。なぜ、こういう質問がされるのか、私も、ちょっと、合点がいかんのですけれども、当然、先ほども、NEDO、この国の外郭団体、この役割というのは、もう十分、廣利議員もご存じのことと思っておりますけれども、現在の地球温暖化を防止しようとする、そうした取組、世界中で、いろんな取組がされておまして、日本においても、その国の責任を果たしていくために新エネルギーの開発、こういうことを支援をし、推進していかうと、それは、国だけでできるんじゃなくて、一般のたくさんの民間の企業の、いろいろな取組に対して、こうした国として支援、財政的な支援を行いながら、この新しいエネルギーの開発、特に、そういうものに取り組みうという機関でありまして、当然、今回の早生樹、今はユーカリということで、JIA さんは考えて取り組まれておりますけれども、これについては、それを使った、活用したバイオマス発電、これを最終的には出口として、想定して、最初から考えておられるわけです。

その中で、国の機関が、これを推進していく上で、そうした採択、事業採択を受けることによって、その事業に対しての、いろんな財政支援が受けられるわけです。これは、こういう事業を取り組む事業者としては、そうした事業採択を受けるために、当然、取り組まれ、努力されることは、もう当初から分かっていると思っておりますし、私どもは、その事業者が、これはされることなので、町として、そういうような問題があるとか、違いますよなんていう話なんていう話でも何でもありません。ぜひ、国からの、こういう認定も受けられるという、そういう事業として取り組んでいただきたいというふうに思っております。

町が、その申請について関与するものでもございません。

ただ、産官学、それぞれの役割、JIA さん、また、町、そして大学、それぞれの役割をしながら、早生樹、今の事業に取り組んでいこうとしているわけでありまして、当然、NEDO への事業採択を目指しているという、このことについては、利神小学校の施設を JIA さんに貸付けをするという議決をさせていただいた後、JIA さんが、そうした採択するための申請、それに取り組んでおられるということは、これは担当者のほうからも報告は受けております。

ただ、最終的に、事業採択について、いつ知ったか、こんなことは、私は、どっちでもいいのかなと思っておりますけれども、事業採択されたということは、これは本当に喜ぶべきことではないかと思っておりますが、昨年 12 月 6 日付で、JIA 社によって、会社の中でプレス発表がされたということ、このことも担当者のほうから報告を受けたとおりです。

次に、3点目の三者の事業協定についての協議は進んでいるのか。また、協定案の全貌を示されたいということでございますが、この協定については、昨年 9 月ぐらいから、そうした産官学、それぞれの役割というものを、やはり明確化して、この事業を持続的に、今後、行っていかうとする、そうした方向性を明確にしていくために、締結に向けて協議

を進めております。

現在は、東京農工大学の手続き待ちであり、大学内で決裁が、これが完了できれば、協定も締結をしていきたいというふうに思っておりますが、その内容につきましては、先ほども話しておりますように、基本的な事項につきましては、昨日の金澤議員への答弁でも申し上げましたとおり、新たな林業システムによる森林の再生を進め、循環型林業の展開、持続可能な林業経営の推進、森林の保有する多面的機能の発揮及びカーボンニュートラル社会の実現を目的として、産官学で共同で取り組むという、そういう骨子、中身で協定を結びたいと思っております。

次に、4点目のユーカリの大規模植栽の全体計画案を早急に示すべきだと、そういうご質問であります。何度も、このことについても同じ答弁の繰り返しとなりますけれども、佐用町でユーカリが、ちゃんと、佐用町の環境、土壌に根付いて、生育できるかどうか、生育できるとしても、どのような条件が必要なのか、また、ユーカリにも、たくさんの樹種があります。どういう樹種が一番適しているのか、そういう実験を段階的に行っていないと、なかなか将来に向けた長期的な事業計画などを立てられるわけではございません。

そのために、今、実証実験を行っている段階であることは、何度も申し上げてきたとおりでございます。

この事業に係る基本的な方針については、ご説明させていただいているところであります。単にユーカリを植えることが目的ではございません。先ほど申しましたとおり、森林の再生、循環型林業の展開、持続可能な林業経営の推進、森林の保有する多面的機能の発揮及びカーボンニュートラル社会の実現を目的として、数十年先を見据えて持続可能な事業が展開できるように、これらの目的のために、事業計画を一つ一つ実施しながら、計画を進めていきたい。そういうふうに考えております。

最後に、5点目の住民説明会の日程案を示すべき、事前に資料等を配布すべきというようなことですが、住民説明会につきましては、先般、ああして、たくさんの方に来ていただいて、説明会をさせていただいたところであります。当然、廣利議員もお越しただいておりましたので、その時の様子は、十分にご承知いただいていることと存じます。

ただ、この廣利議員の質問の中で、「該当地区」との表現が何に該当するのか、その意味が分かりません。森林整備は、施業する地域のみのものでないわけでありまして、当然、そこに1か所に、大きな施業を、植えるためにも、今ある木材、木、立っている木、それが人工林、杉やヒノキであれば、人工林の杉やヒノキを伐採して、それも活用します。その後、何を植えるか。そういうことになります。

そのためには、大きな機械が入ったり、また、作業員がずっとかかって、そういう施業面積が広ければ広い、もう2か月、3か月作業を行います。大きな車も出入りさせていただきます。こういう中で、今でも皆さん方に、地域に、そういう事業として行いますよという話はさせていただいております。

ただ、これが、特別に地域に大きな脅威を与えるものであれば、それはまた、別に産業廃棄物とか、そういう施設であれば、いろんな事前の準備説明も必要でしょうけれども、該当するところというのは、山がどんな面積で1か所に、今のところ植栽ができるということは考えておりませんし、町有林化しているところも、町内あちこちに少しずつあります。それが、また、実際に、道がつけれたり、今ある資源を活用できるようなところから、少しずつ事業を進めていって、全部で、例えば、3ヘクタール、5ヘクタール、10ヘクタールという形になろうかと思っております。そんなに大規模に、そこが、そういう事業ができるわけでもありませんし、そんなことを考えてはおりませんので、そういう意味で、皆さん方には、今回の住民説明会等もさせていただきました。事業を今後行うところというのは、まだ、決定が最終的にはできません。すぐに、どこをやりますというところはできません。

当面、町有林であります上町、佐用坂のクリーンセンター周辺のところ、ここに、今、土木事業の資材を調達することを1つの目的に、その後、ユーカリを植えれるか。何を植えるか、これから決めて、JIAさんに、その土地を貸付けをしたいと思っております。

その後、どこで行っていくか。そのことについては、また、自治会長や地域の方にも、ここで、こういう取組も事業をさせていただきますという説明はさせていただきます。

そういうことで、具体的に、当然、これから、議論を進めるということでなれば、改めて、お願いをしますけれども、ぜひ、そうした懸念を持たれていることについては、もっと、根拠を持って、データとか、そういうものを持って、質問いただければ、そのことについては、また、こちら、私どもとしても、真摯に、丁寧にお答えをさせていただきたいと思っております。

最後に、西播磨の環境・景観を考える会のメンバーの中には、既に、今、それぞれの地域において、森林整備活動にも積極的に取り組んでいただいている方の氏名も、かなり確認ができます。実践活動を通して、森林の環境問題に対して、真剣に考えていただいていることは、これは、私も、やっぱり山林について、今、なかなか関心が持たれていない中で、非常に、私は、ありがたいというふうに思っております。

何度も繰り返しとなりますけれども、具体的な意見を交換することで、将来の佐用町の森林を少しでも健全な状態に持って行き、それを持続させるために、よりよい方向で、この事業が進んでいけることを期待をしておりますので、そういうことを期待をいたしまして、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10番（廣利一志君） 3月8日の説明会、出席しましたし、昨日の町長の答弁も聞いておりました。その中でも、分からないことが、まだ、ありますので、その点について、再質問の中で取り上げていきたいというふうに思います。

まず、共同事業、協定書の件について、3者で夏頃までに結ぶということを、議会の中で、どこかで聞いたと思うんですけども、まず、この3者の役割分担と資金負担というふうなところの検討状況が示されるなら、ちょっと、そこを、まず、示していただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 産官学という、それぞれの持っている機能とか、その役割、これを、お互いに協力しながら、補完しながら、こういう事業を一体的に進めて行こうということでありますので、その中で、一番問題なのは、この事業を進めるためには、かなりの資金、お金が要ります。これについて、そうした民間のJIAさん、会社が、その資金を投入して、この5年、10年かかるか分からないんですけども、これから、それだけの長期的な将来を見通しながらやろうという、取り組もうということですので、基本的には、お金の、そういう資金の面では、JIAさんが負担をされております。

町は、じゃあ何をするか、それは、先ほど申しましたように、町の町のこれだけの森林が荒廃して、今、本当にこれを再生していかなきゃいけない。そのために、まず、町とし

ては、今ある、今、これまで長年、何十年として育ててきた、例えば、杉やヒノキの植林された山、それだけではない、放置されてきた、ナラやクヌギとか広葉樹ですね、こういうものを、今の段階で、即、できるだけバイオマス発電とか、そういうものに活用しながら地球温暖化に対しての、そうした新エネルギーに貢献もするようなこと、これは行政として、当然、取り組まなければならないと思っています。こういうことにも、実際、町としては補助金をいただいたりする努力はしますけれども、それでも、やはり町としての、やっぱり、それは、財政負担、これは必要かと思えます。

その後、その土地に、例えば、ユーカリを植栽をし、それを育てていく、こういうことについては、JIAさんが、これは負担をしていただくという協定になろうかと思えますね。

で、その中で、東京農工大は、長年のそうした研究成果を持って、樹種の選定でありますとか、また、育てていくための育て方、育成への助言、それから農工大もカーボンニュートラルに対して、新しい新エネルギーなんかにも研究されております。それに対しても助言をしていただくということです。

その中で、NEDOとか、そういう国の機関にも申請をされております。そういう中で、また、東京農工大の先生方も、そういう関係のところも十分、いろんなコミュニケーション、知り合い、知っておられますから、そういう助言もいただくんだらうと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 役員というか、役員という名前なのかどうか分かりませんが、3者から、そういう方々が出て、役員構成が案として、そういう代表がどこから出てというようなこととかのお考え、今示せるようだったら、そういうものも示していただきたいし、夏頃までにとというのは、今も、そのお考えに変わりは、協定書については、そういうお考えでよろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、別に例えば、LLPのような新しい、そうした組織、会社をつくるというわけではありませんから、そこに役員とか、そういうものを置くというような考え方は、これはもう、当然、しておりませんし、それは、JIAさんは、今、担当の部長が、当然、この事業担当として、いろいろと事業の事務的な進め方、また、協議、いろんなことをされて、そういう担当部長というのはいらっしゃいますけれどね、でも、名前は、JIA社長、会社です。町としても、担当者が、それと一緒に、事務的にはやっておりますけれども、これは、町、町長が、その代表者となります。

それから、東京農工大については、こうしたところとの産官学の協定ということについては、国立大学法人ですから、このへんは、ちょっと、今、時間がかかっているというのは、大学として、どのような明確な、書類的なものの中で、役割を明確にしたものに、調印をするということですからね、このへんが、そんなにどこでも、例がたくさんあるわけではないので、東京農工大として、それが、農工大本体そのものとの協定になるのか、農学部が出ていますから、農学部長とになるのか。そのへんのことがあって、今、協議を、

大学の中で協議をされているということを、報告を聞いております。

それから、夏までにというのは、私、ちょっと、あまり記憶がないんですけど、担当者、夏までって言うたら、何のこと？

担当者も分からないと言っています。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 夏頃までにというのは、昨日だったかの、あるいは、予算の中でだったか、ちょっと、私が聞き間違えをしているかも分かりませんが、そういうことがあって、それは、まだ、何も決まっていないということですね。夏頃まで…、分かりました。

それで、JIA さんは、後から、ちょっと質問もしますけれども、NEDO の補助金を事業採択ということで、2023 年から 2028 年、5 年間受給ということで、決まっているわけですが、早生樹のユーカリ、幾ら早くても、5 年では切れないわけですね。だから、8 年から 10 年ぐらい、もしくは 15 年ぐらいということなんですけれども、JIA さんは、この補助金終了後のユーカリ伐採時も当事者足り得るわけですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、当然、基本的なこの事業を進める上での JIA さんとしては、最初から、そのことを踏まえて、5 年で終わる事業ではない。少なくとも、これから早く、うまく育てても 5 年以上かかり、10 年、そうして、それを、ただ 1 回切っただけじゃなくって、これを伐採して、そうしたバイオ燃料に活用しながら、切った後に、また、そこから木が、芽が出るわけです。それで、また、5 年、10 年たって、また切っていくという、これこそ循環をしていくエネルギーなんです。片方では、CO₂ を吸収しながら木が太り、その木を切って、また、エネルギーとして活用していく。そういうことを目指しておられるんですから、NEDO があるからだけ、最初から、この事業をやろうということでは、私はないというふうに思って、ただ、そういう国の制度があって、JIA にしても、かなり大きな資本を持った、ほかの事業でかなり利益を上げておられる企業です。ですから、逆に、今、すぐに、こうした利益、リターンがなくても、投資を当分間しても、持ちこたえられると。できるという余裕が、言わばあります。

ただ、無尽蔵に、そうした資金が、当然あるわけではない。これは、そういう目的のために、国がつくった制度、これを有効に、当然、活用していくというのは、当然のことですよ。

廣利議員も NEDO の見ていただいたら分かりますけれども、たくさんの全国の事業者が、この NEDO の申請をして、事業採択を受けられたり、駄目なところは駄目、そこで、ちゃんと NEDO としても審査はされております。

だから、5 年でできないから、じゃあ、NEDO のほうは、じゃあ、この 5 年間なんだから、もう 8 年も 10 年もかかる事業には、これは事業採択しませんと言っているわけじゃない。そこは、分かった上で、今度は、その補助金がなくなっても、これは、企業として、当然、そういう先を見据えて、先行投資しながら、環境問題にも社会的な貢献もしながら、

事業としても、新しい事業として、この事業化を目指そうとして取り組まれているんですからね、今、それが5年後になくなったらどうするんだと、そういう質問をいただくのは、ちょっと、私は、解せん、分からないですね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 我々も、実は、それが、そこが分からないんですね。だから、協定書を、案をつくられて、これから結ばれるということであるなら、JIA が、実際にユーカリを伐採時も、当事者であるということを協定書の中に、きっちりと明記することを、これは、やっぱりしないとイケないし、そのことを、しっかり考えていただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、廣利議員から、そういうご指導をいただくまでもなく、当然のことです。土地は町が提供します。JIA は、そこに植栽をして、それを育てて、それを伐採して、また、エネルギーとして活用して、そこに、また、ビジネスとしての事業化ができるわけです。

ですから、当然、JIA さんは、そこで利益が出れば、そこから土地を提供した町に対しても、これも利益の配分もいただくということにも、当然なるわけです。これが、いわゆる分収造林です。分収造林の場合は、杉やヒノキ植えて来たのは、燃料として植えて来たんじゃないので、建材とか用材として、50年、60年たって、それが、売却することによって、そこで収益を上げて、その時点で、土地の所有者と、それを植えて育ててきた公社なり公団なりとが利益を分け合うという契約なんですね。

だから、基本的な形としては、そういう形になりますので、それはもう、言われるとおり、ちゃんと、そういう分収率なんかも含めて、そりゃ、利益が全然上がらなかつたら、幾ら分収率をよくしておってもゼロですから、それはしょうがないんですけども、そういう協定は考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今、ご説明、答弁の内容とも、ちょっと、関連しますけれども、JIA のプレスリリースを見ますと、今回の NEDO の実証事業における、当初、事業採択及び事業開始のお知らせというものがあまして、その中で、林業の収益事業化を実現すると。林業の収益事業化を実現するという事なんですけれども、まあ、JIA のことを、町長に聞くのはあれですけども、同じ共同事業、これから取り組んでいく、あるいは協定書を結ぶということですので、JIA のいう、その林業の収益事業化を実現するというのは、何をもちいて収益というところになるんでしょうか。まあ、町長に聞くのはあれかもしれませんが。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、JIA さんが収益を最終的には事業化というのは、収益を求める事業活動ですから、そこまで持つて行くんだという、やっぱり覚悟なんですね。そういう強い思いでやっていただかないと、これも困ります。

ただ、ほんなら、今の段階で、何をもちて収益を上げるんだと。先ほど、申したとおりです。

何回も言わせていただきますけれども、何を出口として、この早生樹を植えて育てる。この後、じゃあ、何に利用するかによって、ここにまた、事業化の目的があるわけで、これを、今、バイオマス燃料として活用して、売電収入、そういうものを得て、また、さらに、そこに新しく植えていく、植栽して育てていくという資金を、また、そこで循環していこうという考えなんですから、それは非常に大きな利益が上がると、私は、思いません。

ただ、今、全国でバイオマス発電所というのは、たくさんできています。しかし、そのほとんどが廃材を活用するとか、外国から輸入するとか、本当に、その温暖化に対して、エネルギーの削減について、全く私は、効果が逆に上がっていない事業なんです。ただ、名目上、それが木質バイオマスだというだけです。

しかし、それを、今、日本の国の中で、この山を活用して、そこで育てて、それを燃料にし、それから、また、次のを育てて燃料にしていく、ここを目指しているわけですから、収益が上がるというのは、そこしかないわけです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 先ほども、ちょっと、触れましたけれども、2023 年から 2028 年、JIA のほうに補助金が出るということが決定して、採択になったということなんですけれども、ここで言っている樹種はユーカリなんですけど、先ほど、町長の答弁の中に、ユーカリにこだわらないような発言もありましたけれども、他のほかの早生樹に変えられるということは、JIA は、そもそも、そんなことを考えていないのかも分かりませんが、町としては、そういうお考えは、変えられるというお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、そうした技術的な問題については、技術と申しますか、どういう樹種が、一番効率的で、最適な樹木なのか。このところは、まず、東京農工大などで、長年にわたって研究もされてきた結果、ユーカリとなっておりますので、私らが、何も根拠のないのに、じゃあ、ユーカリが反対されているから、じゃあ、ほかのものに変えますよと、そんな簡単なものでもないし、そんなことは微塵も考えません。

ただ、ユーカリも実際に、佐用町の、本当にこの土壌の中で、環境の中で、しっかりと、それだけ大きく成長してくれるのか、そういうところは、かなり、今、規模を拡大し

ながら、これも、まだまだ実証段階です。

最終的には、バイオマス発電事業というの、ある程度の規模で行わないとできません。そのためには、何回も大規模、大規模と言われますけれども、800ヘクタールと言ったということも言われますけれども、確かに、その2メガ程度の発電を持続的に、これを育てて、それを原料として使って発電していこうとすれば、800ヘクタールぐらいな土地が、用地が必要になってきますということを申し上げております。

ですから、まだ、3ヘクタール、5ヘクタール、10ヘクタールぐらいで、すぐに、そうした事業が展開できるわけじゃないわけです。

だから、そういう中で、実際の成長度合いを見て、先生方からも、ちょっと、これは、ほかの樹種を考えたほうがいいのか、何かほかの樹種ということも、これも、いろいろな、これからの研究の中で生まれてくる可能性は、当然、あります。

ただ、そうは言っても、なかなか、こうした、いわゆる50年、60年かかるようなものでは、まず、駄目だということだけは、もうはっきりしているわけです。だから、早い展開をできるものじゃないと、収益性も見込めないし、事業性がないと、これが、私たちが長年痛い目に遭って、経験してきたことですから、だから、私は遅くとも10年、15年、これが必要だと思います。早くてもですね。

ただ、そういう中で、これまでであったクヌギとか自然にあったもの、これも、ある意味では、杉やヒノキと比べれば早生樹です。そういうもののほうが、やっぱり、安定している。ここの成長するんだということであれば、そういうほうに方向を変えていく可能性も、当然あるということを申し上げております。

それから、今、それぞれで進められているセンダン、コウヨウザン、このあたりが代表的な早生樹ということになっているんですけれどもね、このあたりの育成なんかも見させていただいて、隣の宍粟市なんかはコウヨウザン植えておられますし、先ほど申しましたように、町内でも赤穂海水がセンダンを、かなりの面積で植えようとやっております。その状況も見て、それが非常によければ、そういうものにも取り組むと。

だから、あの先生なんかの話の中でも、何もセンダンだけを単一的に、今の杉やヒノキのように、どこにでも植えたらいいなんてことは、それは問題がありますよということも、はっきりと言われておりますし、私どもも、そういうことを考えているわけではない。だから、もっと、いろんな多様性の中で、考えるところは考えていったらいいということでもあります。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 昨年の6月22日に利神小学校で住民説明会がありました。

先ほども、ちょっと、お聞きしましたけれども、並行して、JIAさんはNEDOの事業に応募、公募に応じるという形でされていたわけですがけれども、公募開始が5月8日、6月22日が説明会なんですけれども、その前の6月8日に公募の締切りがあったわけですがけれども、再確認ですがけれども、この町民向け、住民向けの説明会の時点で、JIAがNEDOに公募を応じているということについては、お知りにはなかったわけですね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） 私の記憶では、そういうところまでは、町が関与することじゃないんで、存じ上げませんけれども、ただ、JIA さんとの話、貸付けの予定が、もっと早くできるということで、JIA さんも準備を進めてこられたと思います。それが、いろいろと地域からの、いろんな意見もあったりして、ああして住民説明会もしなきゃいけないとか、それで、議会での審議も、いわゆる半年ぐらい遅らせて、当初の予定よりかですよ、それは、こちらが考え、JIA さんとも、そういうように思われていた時から見ると、時間的に遅れたというのはあったと思うんですね。

だから、それは、応募された、それも採択されるかどうか分からないので、それは、JIA さんの取組として、何ら問題のあることではないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 6 月 22 日の住民説明会の時には、我々は、結局、知り得る情報が全て、その時点で、説明会で触れられたら、もっともっと理解できたかなというふうに思うんですけども、確かに、JIA は別法人ですから、JIA が考えていることについては、分からないところはあるでしょうけれども、もし、そういう情報をお聞きになっていたんだったら、その時点で、やっぱり説明もいただけたらな、より理解できたのかなというふうなところは、ちょっと、思っています。

それで、この採択決定を、先ほど、町長は、担当課から 12 月ぐらいに聞いたということなんですけれども、繰り返しになりますけれども、NEDO の応募の件については、その前後では、JIA から何か説明とか協議とかいうのは、町長のほうにはなかったんですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵逄町長。

町長（庵逄典章君） これも、先ほど、申し上げているとおりで、何回も繰り返しになってしまいますけれども、少なくとも、そうした 6 月の説明会をして、あと、議会のほうにも、提案させていただいて、貸付けが決定しました。そういう中で、担当者のほうからは、当然、こういう事業を、NEDO の目的に合致した、これこそ NEDO の事業としては、非常に国としても、応援している事業でありましたから、そういうことに応募をされるということは、担当者から聞いたというふうに申し上げたとおりです。

だから、それが、何月何日ということではないですけどもね、そんなことは、私は、別に、問題になることではないと思うんですけども、それと、最終的に、プレス発表をされましたと、それで、そういう決定して、プレス発表されましたというのが 12 月になってから、担当者のほうから報告があったということです。直接は、私に、何も、そんなことはありません。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 昨年の9月の議会の中で、一般質問の中で、町長は NEDO のことを触れておられるんですけれども、要するに、その時は、我々は、この NEDO の情報を全く知りませんので、そこから議論はできなかつたんですけれども、だから、NEDO の情報もあり、協議もされていたのかなど、で、されていたのなら、その説明を、例えば、事業採択される前の9月に NEDO のことを、しゃべっておられるわけですから、その時点で、NEDO のこの補助金、5年間出るということについて、説明もいただきましたか、今にして思えばですけども、そんなことを思います。

その件については、12月に採択の結果を担当者からお聞きになったということなんですけれども。

それで、ちょっと、具体的に、町内のことについて、少し、触れさせていただきます。

佐用坂でのユーカリ試験植樹についてですけども、私も担当課のほうに聞くこともありました。

それから、この間の説明会の中でも、少し鹿の食害に遭っているけども、比較的順調のような説明だったかなというふうに思うんですけれども、ちょっと、もう1回、私も聞きましたけれども、今、何品種を植えられていて、品種ごとの毒性というか、青酸化合物、その含有量なんかは、専門の先生方から報告等はあるんですかね。そのあたりは、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたしますと、現在、5品目、5品種を植栽しております。

これまで、品種名も、はっきり申し上げておったんですけれども、先日、大学の先生のほうから知的財産ということがあって、あまり樹種名は公表しないようにというふうに注意されましたので、品種のほうは控えさせていただきたいというふうに思っております。

なお、毒性に関しましては、それぞれ個別の種類ごとにいただいているわけではございませんけれども、おそらく平均的な数値で、今、ご報告させていただいております内容で数値的には間違いはないというふうに思っております。

それと、ちょっと、すみません、前の質問になるんですけど、その NEDO 事業の関係なんですけども、その5年間ということで、おっしゃっておられますけども、当然、助成期間は5年間なんですけども、その後の報告というものは求められておるということでございます。

で、植えることに対して補助金を与えているわけではない。新しいエネルギーの森ができるかどうかということに対して、NEDO からの助成があるというふうにお聞きしておりますので、植えて終わりではなくって、活用するところまで、その後の報告もあるというふうに JIA 社からは聞いております。

と合わせて、NEDO 事業、佐用町だけが対象ではございません。よくご承知のとおりだと思っておりますけれども、国内、ほかの地域でも実証実験をやろう、そのうちの1つが佐用町であるということですので、佐用町だけに相談があるというようなことは、当然、ございません。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今回の品種については言えないと。以前聞いたのがありますので、それはもう、私も、しゃべってはいけないということなんですけれども、生育状況、これホームページでしたか、5月何日かの写真から以降の更新がないんです。ユーカリの生育状況の更新が、もしかして、ユーカリが全くないということはないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 全くないことはございません。

これまでも、何度かご報告させていただいていると思うんですけれども、特定の品種においては、鹿の食害が酷いものがありました。それは1品種。一番有力だというふうに大学の先生から言われていた樹種が鹿の食害に弱かったというのが、この実証実験で分かったわけです。

ほか、一番最初、3種類植えまして、残りの2種類は、順調に生育しております。

5月に植栽して、10月ぐらいには、樹高が2メートルぐらいになっておりました。

それから、やっぱり寒い時期になりますと成長しません。背は伸びませんので、そこからは足踏み状態というか、高さは2メートルぐらいのまんまでございます。

ただ、イノシシも思わぬ悪さをしてまいりまして、ある程度、大きくなった、残っている樹種に対して、突進される、カメラ設置して監視しておりましたので、それ見ると、イノシシが何を目的に突進したのか分からないんですけれども、突進して、結局、倒れて、最近になって、とうとう、根まで切れてしまったというような状況で、鹿の食害以外にも、いろんなハードルがあるなどは思っておりますけれども、それ以外に関しては、今のところ、順調に生育を進めております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 再確認ですけども、春に200本、秋に120本、で、2メートルぐらいまで伸びていると。しかし、この2メートルぐらいまで伸びているのが何本かというのが、全然分からない。

それで、ホームページでは、去年の5月からです。全然、更新もない。

要するに、この2メートルぐらいというのが、本当に数本しかないのではないかと。ほとんど大半、鹿に食べられてしまったのではないかと。そんなことはないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 植栽した本数ですけども、3種類を均等割の本数で植えたわけではございません。

一番期待しておった樹種を8割方植えておりました。それが鹿の食害に遭ったので、な

ので、8割方は食べられた。ない。残り2割ぐらい、おそらく25本ずつぐらいだったと思いますけれども、それも、やはり全部が全部活着しません。中には、夏の暑さで枯れたものもあります。

ただ、8割方は生育していますので、今、それぞれの樹種で10数本ずつは残っております。

で、春植えと言いますけれども、5月に植えて、その食べられた後で、大学で苗が残っておいたら、ちょっと、植え直したいというお願いをしております、そのために、秋に、同じ場所に、その残っている苗、100数本を送っていただいて植栽しましたが、それも、春植えした時に、食害に遭ったものと同じ樹種のものは、きれいに食べられてしまったので、佐用町では合わないかなという、それも実験の1つとして捉えておるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） ちょっと、その品種ごとで10数本ずつが残ったと。

だから、そもそもは、もう、だから、8割方食べられたと。

この間の説明会で、説明会の会場で説明を受けた時、あるいは、説明を受けられた皆さんは、鹿の食害のことにも質問があったか、答弁の中にあっただか分かりませんが、ほぼ大丈夫というようなことを言われませんでしたか。

その食害のことは出ましたけれども、こんなに食べられてしまっているという状況は、ちょっと、私もびっくりしているんですけども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） その時に、ちょっと、どういうお話をさせていただいたか、大学の先生からお話させていただいたと思うんですけども、実証実験地、ほかにもございます。それは、議員もご承知のとおりなんですけれども、ほかの地域、もちろん、鹿の生息も確認されておるんですけども、そういったところでは、順調に、本当に順調に生育している。

我々も、そのうち、1か所、視察に行かせていただきましたけれども、びっくりするぐらい、佐用町では、ほぼ食べられたような品種も生育しておりました。なので、佐用町だけが、今の時点で鹿の食害に酷く遭っているという状況なので、ほか全体的な、ユーカリの植栽に関して、比較的鹿の食害には強いというふうな発言であったのではなかろうかというふうに思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） ちょっと、受け止め方が、ちょっと、私の周りの人たちは、大丈夫という発言で、結局、佐用坂で植えている分については、成長しているんだなど、鹿の食

害に一部遭っているけども、大半残っているという印象を持たれたというふうに思いますので、ホームページで、最初、その写真を載せておられたので、見に行けない人もあるし、関心ある方もあるので、これはずっと続けて行ってほしいなど。状況をね。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 更新には努めていくようにします。

ただ、先日、言っているんですかね、児玉議員から要望があって、現地見せてほしいというお話で、実際に、ご覧いただきました。その時に、状況もよくお伝えして、百聞は一見に如かずですので、状況はご覧になられて、そういったご報告もあったのではなかろうかとは思いますが。

情報提供については、今後も引き続き努めてまいりたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） カーボンニュートラルの件については、町長も常々しゃべっておられます。

それには、バイオマス発電所が近くにないと。県内には、今、私が知り得るのは、相生に関西電力の分が1か所。それから、赤穂に日本海水のが1か所。それから、和田山でしたか、一旦、休止になった分が再開するという3か所かなというふうに思うんですけども、相生火力については、関西電力のほうは、国産材は使わないと。ですから、この仮にユーカリが伐期を迎えて、バイオマス発電に使うという時には、相生火力は対象外と。そうすると、赤穂と和田山と、和田山が操業すればですけども、まだ、操業していません。

しかし、コスト的には、町長も全員協議会でお話になったように、合わない。運んでいくということ、このバイオマス発電を、それこそ、カーボンニュートラルで、JIA が事業を、補助金を受ける5年間だけではなくて、それ以降のことも考えながらカーボンニュートラル 2050 年に向けての取組ということで考えるのなら、このバイオマス発電については、町長のお考えは何かあるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、私の考えだけではなくて、こうした事業を、これから展開していくためには、その育てた木材、そういうものを発電事業として、発電に、エネルギーに変えていくという、ここが、当然、NEDO も、そういうところに対しての補助金とか、そういうものの事業採択をして、支援もしているわけです。

ただ、それは、本当に成功するかどうかというのは、なかなか難しいです。

和田山の、そうした、今の発電所にしても、あれだけ森林組合、県信連が一緒になって、関西電力と取り組んだ事業でも破綻をして、これを一旦、休止せざるを得ないというふうになったわけですから、だから、このへんのところは、非常に難しいですけども、そこを

目指しておられるということは間違いないんです。当然なんです。これは。

だから、そういう中で、木材の活用として、相生の、先ほど言われたように、関西電力は、外国からの木材を活用するんだ。本当に、これは、環境問題に対して貢献ができる事業じゃないんですね。実際は。でも、やはり、国内で、近くで発電をする、そうした発電所というのを、ある程度の地域、地域に、これをつくっていくというのは、これからの、私は、国として、これは取り組まないかん事業だと思っています。これをやらんと、実際に、幾らバイオマス発電、バイオマス発電と言っても、それは、採算にも合わなければ、やっぱり事業としては継続しませんし、また、その効果、環境に対する貢献ができるかどうかというの、非常に薄くなっていくわけですから、だから、そういう意味では、例えば、佐用町内だけではなくても、この近くで、そうした発電事業、発電所を建設していくという、このことは、これからの事業として、やっぱり取り組むべき、JIAさんとしても、当然、考えられているというふうに思っております。

町としても、やっぱり、そういう事業に、町は、財政的に、町がつくるということは、今のところ、私は、考えておりませんが、そうした企業の資金を持って、企業の事業に、当然、一緒に協力をしていくということ、このことが、環境に対する、やはり行政としての責任ではないかと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 今度、その早生樹、ユーカリを植える、ユーカリだけではなくて、早生樹、ほかの早生樹を植えるところもあるようなことを、ちょっと、お聞きしましたけれども、説明会のことについては、昨年6月22日の説明会、利神校区に限るということではなかったんですけれども、その時点では、旧上月の方とか、旧三日月の方とかいうのは、はっきり言って、あまりご存じなかった。

で、今回、3月8日の説明会は、確かに、広範に呼びかけもしていただきましたし、けれども、皆さんのところに周知ができる時間があつたかなと言うと、かなり急でもありましたから、そういう点から考えると、参加された方も、やはり、十分な説明と、あるいは質問と、それから、答えを聞いて不安を払拭していきたいというのが、参加された皆さんのお声でした。

だから、具体的な地域、自治会名を上げて、そこでの説明会を開催するというのを、きちっと言っていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今の段階で、そのようなことをするつもりはありません。

場所が、新たに、例えば、三日月の本郷谷の、例えば、そこに5ヘクタールなら5ヘクタールぐらいな面積で、これから、今あるものを伐採して、後々に、そういうものを植えますよと、そういうことになれば、当然、地域の皆さん方に、関心を持っていただくためにも、それは、そういう説明会も必要かというふうに思いますけども、実際、同じような時間がなかったというふうに言われますけれども、少なくとも、私どもは、林業に関係されている方、森林組合の総代さん方、自治会長さん方、また、一般の人にも呼びかけて、

説明会もさせていただき、その後、これから、来週ぐらいからになるかと思えますけれども、その時の模様を、佐用チャンネルで、全部、放映させていただきます。そういうのを、関心があるというのか、そういう不安を持っておられる方は、しっかりと見ていただきたいというふうに思っておりますので、今、どこで説明会しますとか、そういうことを、申し上げる段階ではありません。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今回の段階ではないんですけれども、町有林が町内各所にあるし、これから、町有林化が進んで、もっともっと広がると思うんですけれども、多分、1か所、2か所ではないんだろうなというふうに思うんですけれども、例えば、隣接するような自治会とか、地域の方の説明会というのは、今のところは開催予定はないということですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） よく、この、こうした植林という、いわゆる、今までやってきたこと、このことを理解していただければ、そんなに、皆さんが方が不安に思われたり、そういうことに、逆に関心を持ってもらえば、一番、本当にいいんですけれども、正しい関心をね。

それだけ、産業廃棄物の処理場を建設するとか、産廃の埋立地をつくるとか、そういう問題ではありませんから、これまでも、杉やヒノキというのは、これみんな、誰もが、長年にわたって、ずっと植えてきました。それを、ほんなら、植林して植える時に、地域の皆さんに説明をして回りましたかって、そんなことをする必要もないし、みんな、それぞれ、これだけのものを植えてしまった。そういう状況にあるわけです。

そして、ユーカリそのものが、もっと、杉やヒノキと比べて、何ら変わらない、そういう樹木であると、そういうふうに思っただけであれば、そんなに、説明会、説明会ということと言われるというような問題ではないと思っています。

ただ、それでもなおかつ、説明会がしてほしい。それが必要だということであれば、それは、当然、行政の責任として、説明は、ちゃんとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 昨年から、このユーカリの件については、勉強会であったり、説明会であったり、最近では、署名活動も行われて、住民の方々が、それぞれ自由意志で誰からも強制されることなく、こういうことが行われているわけなんですけれども、佐用町の我々からすると、住民の皆さんからすると、最高権力者です。町長。

あるいは、もしくは、その意を大したものが、この住民の活動に関して、呼びつけたり、干渉する、署名活動に干渉するというふうなことが、その事実が、町長の耳に入っているのか。あるいは、もしかすると、間違っても、そんな指導はされていないと思えますけれども、

ども、そういう事実については、何か、ご確認されたようなことはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員の質問は、本当に、具体的に何か分からないんですね。

そういうことがあるんだったら、どこでという、ある程度、具体的に、そういう、例えば、署名活動をされている、それを干渉する。どのような干渉なのか。署名活動については、いろいろと、私も、逆に、意見を、話を聞きましたよ。それは、持ってこられた方が、まあまあ、何でもいいから署名してくれと言われたんやというような話とか、佐用町の役場のほうに来られた方が、あんた、お前、これ署名せんのだったら、何や、それでも佐用町民かなんていって、言われてしもたんやと、そんな話も逆に聞きますけれどもね。ただ、それを一々、私は、問題にはしておりませんよ。

だから、そういう干渉して、それを妨害したり、それは自由にやっておられるんですから、それは、私は、何も、それに対して、署名をとめるように活動せいと、職員に指示するわけでもないですし、ただ、やっておられることの内容が、それは事実と反していることがいっぱいありますよと、そのことを、申し上げているところです。

だから、逆に、ここで、答弁もさせていただきましたけれども、中身見たら、私でも不安になってしまいますよと。そのことが、事実だとして、逆に廣利議員は、正しいという認識の下に、今、発言をされているのか、こういう質問をされているのか。私は、逆に、それを、しっかりと明確にさせていただきたいなと思います。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 昨日、大学の先生の話が出まして、考える会の皆さんの、いろいろアドバイスをいただいている先生の中には、確かに、昆虫学の先生もおられます。

だけど、昆虫学の先生だけではないです。

だけど、昆虫学の先生を1人取上げて、適当ではないような発言というのは、ちょっと、おかしいし、町長のところにも、森林に関する専門家の先生の文書が行っているはずですよ。

オーストラリアの現地からの先生の言葉も行っているはずですよ。

だから、正しいか、正しくないか、考える会の皆さんは、当然、その先生方のアドバイスを受けながら、当然、それは、これは危険だからとめないといけないというのは、今も、そんな思いです。私もそうです。

それで、先ほどの、署名活動への干渉云々ですけども、説明会の後で、発言をした人を呼びつけると、あるいは署名活動を行っている人に対して、これまでのいい関係を見直さなアカンなというようなことが、これは実際、こういうことがあったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、そうした、ほかの先生方の、その意見なり、そういう論文です

か、論文というものがあるのかないのか分かりませんが、そういうものを持って、廣利議員も、それを正しいものとして信じているんだと。それは、廣利議員が信じておられるんですから、私が、それが、どうのこうの言う必要はありません。

そこで、ちょっと、議長、よろしいか。お願いしたいんですけども。

議長（小林裕和君） 質問ですか。

町長（庵途典章君） 質問じゃなくって、廣利議員にも、私も、しっかりと、廣利議員にお願いしたいというのか、答弁を、もっと、きっちりとしたものをいただきたいということで、発言をさせていただきます。

反問権という話みたいなことになりますけれども。よろしいか。

議長（小林裕和君） 結構です。はい。よろしいですけど、ちょっと、ここで、議長として発言します。

議会基本条例の第5条2項に、論点を明確にするために、発言者に対して質問ができる項目がありますので、町長に許可をします。どうぞ。

町長（庵途典章君） 少なくとも、私どもは、ああして、東京農工大の長年研究された先生、農学部長、副学長、そのメンバーで来ていただいて、あれだけの皆さんの前で、学者として、科学者として、発言していただき、説明をいただきました。それが違うんだと、ほかには、こういう先生がいらっしやって、それが、言わば、あの東京農工大の先生が言われることは間違っているというふうに聞こえるわけです。当然、そういうふうな意味になります。

それであれば、私は、お願いしたいのは、その考える会の方も、廣利議員も、きちっと、根拠を持って、先生が、データで、そういう事例で、オーストラリアのところで、そんなことがあったんだ。あの時にも言われたのは、オーストラリアとの環境は違いますよと。火災が起きているのは、オーストラリアという、あの乾燥した中で、火災は発生している。油分は杉と同等ぐらいで、ヒノキのほうが多いですよと。そういう話がされましたよね。

そして、同じように、杉やヒノキを、今、オーストラリアに持って行っても、逆に、同じように、あそこで火災が起きて、それは、なかなか消えませよと。同じですよと。それは、環境の問題だということと言われたじゃないですか。

じゃあ、それが違うんだと。ユーカリそのものが、そうした環境に悪い、危険な樹木なんだと言われるんだしたら、それは、それをもって、ああして署名を皆さんに求めて、それは自由に署名されたでしょう。でも、署名を求められた皆さんの、署名した人に対する責任というものがあるわけですよ。それを、正しくない。間違っただけで署名をされているんだしたら、署名した人はどうするんですか。

それは、特に、廣利議員のような議員としての、公人として、やっぱり、それは、責任を持って、そのことを証明する、今度は逆に責任があるんだと、私は、思っています。

だから、明確に、私は、データで、これから研究してなんていうのは、そんなことは言いませんけれども、例えば、杉とヒノキ、これだけ、私たちが身近にあって、これだけたくさん植えてきた、あの植林してきた、佐用町にも1万2,000ヘクタールからの山がある。これと比べて、杉やヒノキとどう違うのか。このことだけは、明確に、ちゃんと説明をする。公表してください。

そして、その先生方が、それを、そうだと言われるんだしたら、その先生方を呼んで、皆さん方が説明会をしてください。

そうでないと、皆さんは、不安に思われている人は払拭できません。

それは、私は、そういう活動をされた、署名を求められた人の、私は責任だと思っておりますので、このことを、少なくとも、一方的に、私らに説明しろ、説明しろじゃなくて、それを証明する、やっぱり、その責任は、当然、持ってもらわないと、こんな議論はできないと思っております。

それから、そういう、そういう関係を見直さなきゃいけない。まあ、そういうところをね、私も、今まで、山のことについて、一生懸命やっておられる、そういう知り合いの方はいらっしゃいます。その方も、このグループに入っておられることは知っています。そういう方の仕事場を見に行った時に、私自身が、話をしました。今のような、こんな問題ではないんですよと。ちゃんと、それは正確に考えて、目的は、こういう目的でやっているんですよと、その方も、いや、町長が考えている方向は、私らも一緒だと、山をやりたいと。ただ、早生樹をやるというのは、ユーカリのことを反対しているんじゃないんだと。早生樹というやり方で、山の再生を考えるのについては、私は、反対なんだと。

私は、もっと、今までのお通り、従来からの山を何とかしたいんだと。でも、それは、できるのは、なかなか範囲は狭いでしょと。じゃあ、自分は自分の中の範囲内だけでやるんですと。何も同じように反対をしているわけじゃないんですよという、その方は言われましたよ。

多分、私は、その方から聞かれた話だと思うんですけどね、そういうことを取り上げて、私に、それ、この反対のためにと言われるということ、その質問の中で、ここで一般質問で言われること自体、やっぱり、それは、廣利議員に、やっぱり、それは逆に、改善を求めたいというのか、少なくとも、そのようなやり方と言いますか、言い方については、これは、改めていただきたいと、そういうように思いますね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

〔町長「それ、私の」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 今の、廣利議員、答弁お願いします。

10 番（廣利一志君） 私は、その相談する科学者の方たちの話を聞きながら、やっぱり、これは正しいことだ、要するに、ユーカリを植えるということについては、やっぱり危険なことだというふうに思っております。

だから、そのことについては、今までやってきたことも、これからやろうとしていることも、それは、署名活動についても、それは、私は責任を持ってやっているつもりです。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、そう思っていますでは、これは、やっぱり通らないでしょう。

例えば、私が、町長として、私は、こう思っているのだと言っても、なかなか皆さん、ねっ、そんなもん、町長が考えているだけじゃないかと言われたら、しまいじゃないですか。

そのために、何を根拠にしていくな。それは、やはり、しっかりと、そういう研究をさ

れた、そういう方々の意見を、しっかりと聞いた上で、皆さんにも理解していただくということです。

じゃあ、はっきり言いますけれども、あの署名のビラの中に、ユーカリは常緑樹で高木であると書いてあります。常緑樹で高木で、ユーカリを植えると佐用の景観が一変します。これ何ですか、これ。これは、廣利議員は正しいというのか、そういうふうに思っておられるんですか。

杉もヒノキも常緑樹、高木です。例えば、杉やヒノキの林を幾らか切って、その後に、ユーカリを植えた。それが同じぐらいの高さになります。それが、佐用の景観を一変させるんですか。そのことだけ見てもね、全く理屈に合っていないじゃないですか。

そのへんのことを見て、署名された方は、非常に不安になっておられます。

それに対して、ちゃんとデータを持って、廣利議員がどう思われるんじゃないかって、その先生方が、そういうふうに言われるんだったら、そのデータを、ちゃんと示して、できれば、その先生に来てもらって、ちゃんと、皆さんに、広く、廣利議員が言われるように、広く町民に説明をするという責任を果たしていただきたいということを言っているわけです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 科学者、東京農工大の先生も科学者の立場として、考える会の皆さんの相談している方々も科学者の方、科学者です。

で、その東京農工大の先生方が言われるのは、過去の例を挙げて、安全であるということと言われるんですけど、科学者の立場からすると、それは、決して、その将来の安全を示すものに何もなっていない。過去の安全は、過去の例を挙げて安全だと。その繰り返しのような説明でした。

だから、それは、科学者としての教授とか立場というか、それは、やっぱりないままに終わってしまったと。だから、町長言われるように、考える会の皆さんが、相談をされている先生方の説明会というのは、それは、やっぱりできる限り、そういう形で、やっていけないといけないというふうに思っていますけれども、それは、考える会の皆さんとも相談しないといけないと思いますけどね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 考える会の方々は、それは考える会の方々です。

町民から、こうして選ばれた公人としての廣利議員、議員の立場、責任として、そのことを、ちゃんと明確にしたものを、皆さんに示して、皆さんの少なくとも不安に思われること、それが本当であれば、それは、やっぱり私たちも、先ほど、前にも申し上げましたように、改めるところは改めていかないかということ、それは受け入れていかなければいけないということは明確に言いましたよ。

しかし、それを、できるだけじゃなくって、データと根拠を示しながら、先ほど言いました、何が常緑樹で景観が一変するんですか。そのことだけでも、間違いは間違い。違っているんだったら、違っているということを認めないと、先へ進めんじゃないですか。こ

れ。

そんなね、こんな問題をスルーして、後ほんなら、どこに植えますとか、どう後するんだというような議論、それだったら、ユーカリというものは、そのものについては、何もよく分かったと。杉やヒノキと同じもの、大体、そういうものなんだということで、これから山の再生として、そういうものを植えて植林していくんだと、そういう話になっていくんですけども、いまだに、廣利議員は、書いていることを、それは危険なものなんだと、ねっ、これは駄目なんだと、撤回をするんだと、それだったら、幾ら、こういう説明しても科学的な話も全くないじゃないですか。全く違った。

昨日ね、担当者はでたらめという言葉使った、そういう言葉使っちゃいかんと思うけど、これは、やはりね、間違ったことは、間違ったとして、認めるところは認めていかないと駄目だと思いますよ。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 町長、言われるように、私、責任を持って、議会活動の中でも、それは、この立場を町民の皆さんに説明をしていくということは、続けていくつもりです。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ここで約束していただけるんですね。

同じように、明確に、そういう根拠を示して、その皆さんに説明をする。回答をしていくという。そのことを約束していただけるんですね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） テレビの前ですけれども、そのことについては、私は責任持って取り組んでいくという形でやっていきたいというふうに思います。

で、さっきの話の続きでありますけれども、署名活動に干渉するということについては、これは、やっぱり、すごく重大なことだというふうに思うんですけれども、そういう認識はないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、こういう問題を共通して、その人たちと、その特定の人と話をする。これについては、何ら、私は問題はないと思っております。

そうした皆さんが、別に署名活動をやめてくださいと言ったわけじゃない。やっぱり、考えておられることが、こういうことで違うんじゃないですかと、そういう話をしたわけ

であって、それに、こだわって、何が、責任がおかしい。問題があるとか何とかと言われることはないと思っております。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） これは、随分と、その乱暴な言い方というか、住民の皆さんの活動に対する、すごくやっぱり、権力のある方と権力のない方、取り方は、全然違うというふうに思います。

ですから、それは、問題がないというふうに言われる、そのお考えこそ、ちょっと、問題があるというふうに思います。

時間が来ましたので、そこだけ、ちょっと、指摘して、質問を終わります。

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は 4 時 20 分、申し訳ありませんが、10 分だけにさせていただきます。4 時 20 分。

午後 0 4 時 0 9 分 休憩

午後 0 4 時 2 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

9 番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔9 番 千種和英君 登壇〕

9 番（千種和英君） 9 番議席、千種和英です。

本日は、通告に基づき、2 件の質問をさせていただきます。

まず、1 件目です。地域おこし協力隊の活動・任期終了後の見通し、今後は。

過去に何度か質問しておりますが、地域おこし協力隊について改めて質問をいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る国、総務省の取組で、平成 21 年から実施されています。佐用町においても、この制度を活用して様々な分野で活動を行い、任期終了後に定住につながった OB・OG もいらっしゃいます。

ただ、私自身はこの制度をもっとうまく活用すれば、さらに成果が上がるのではないかと考え、全国的にも成功事例とされている地域で行政の担当職員、コーディネーター、現役隊員、隊員 OB・OG にお会いしお話を聴き、調査・研究、そして交流を継続して行っています。

それを踏まえた上で、今回の質問です。

現役協力隊員の活動内容と任期終了後の見通しは。

過去の任期終了協力隊の定住状況と定住者の業務は。

定住における地域への成果は。

以上につきましては、佐用町の今の現状についての質問でございます。

そして、提言的な質問として、ローカルベンチャー、これは地域起業家、業を起こす企業化ですけれども、ローカルベンチャー型の募集は考えられないか。

ローカルベンチャーにおいて、企業研修型の募集は考えられないですか。

協力隊コーディネーター、採用や活動におけるコーディネートですけれども、そのコーディネーターの配置は考えられないか。

他地域隊員とのネットワークはあるのか。あるとすれば、活用はできていると考えているでしょうか。

地元、佐用町に地縁・血縁のある人材を対象にした募集は考えられないか。

地縁・血縁にある人材の募集に関しまして、その募集のために地域住民に制度や活動をもっと知らせるべきではないか。

以上、町長の見解を伺います。

もう1問の質問、そして、再質問につきましては、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、今議会、一般質問最後の質問でございます。千種議員からの、それぞれの質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の活動・任期終了後の見通しについて、そして今後はということですが、まず、現役地域おこし協力隊員の活動内容と任期終了後の見通しについてということですが、現在は5人の隊員が活動しており、その内訳といたしましては、3人が就農分野、1人が農業振興支援員、1人が定住促進コーディネーターとなっております。

各分野の活動内容と見通しについてでございますが、就農分野は味わいの里三日月を拠点に農林振興課が実施しております「さよう農の匠」で利用するほ場の管理と講座実施の補助を行いながら、土づくりから農業技術の習得を目指し、就農へつなぐことを主な活動としております。就農分野3人中2人の隊員が今年度末をもって退任する予定で、1人は、これから農業を生業（なりわい）とし、有機での野菜づくりに挑戦し、また、もう1人は、活動拠点である株式会社元気工房さようへの就職を予定しております。また、1年目の隊員1人は「さよう農の匠」事業に携わりつつ、任期満了後の定着に向けて、農を取り入れた暮らしの実現と個人事業の立ち上げに取り組んでいるところであります。

次に、農業振興支援員は、元気工房さよらの移動販売やイベント出店での販売補助などを行いながら、さようもち大豆など町特産品をSNSや映像媒体などを活用してPR、また、販売促進などを主な活動としており、2年目となる来年度は、これまでの取組を生かしつつ、定着に向けて今後の活動を検討しているところであります。

最後に、定住促進コーディネーターでございますが、空き家バンクの運営補助を行いながら、移住希望者のための出張相談や空き家紹介動画の作成など移住・定住関係のPRを主な活動としており、空き家バンク紹介動画はもちろんのこと、協力隊員同士のつながりを生かして隊員紹介動画の作成も行っております。任期終了後には、引き続き、動画作成・

編集技術を生かし、定着に向け、活動に取り組んでおります。

本町の協力隊については、月1回の分野を問わない全体ミーティングの開催とともに、年に2回、半期ごとに個別面談を行うことで、現在の活動状況と今後の見通しについて、各隊員とのコミュニケーションを図っているところでございます。

次に、任期終了隊員の定住状況と定住者の業務、及び定住における地域への成果はとのご質問についてであります。本町では、平成23年度より地域おこし協力隊制度を導入し、これまでに13人の隊員が退任され、うち7人が現在も佐用町に定住いただいていることを確認しております。任期終了後の活動につきましては、確認できる範囲の情報ではありますが、着任時の活動分野に関連する分野である林業や民泊事業、空き家対策や農業振興などに従事して、活動をしている方もいらっしゃいますが、それに限らず多岐にわたるものとなっております。

地域おこし協力隊制度は、最長3年間、地域課題等に取り組みながら、定着を目指す制度であることから、本町では、必要以上に過度な成果を負担として強いるのではなく、今後、ますます人口が減少していく中で、地域の様々な活動において、新たな担い手として定着し、生活をしていただくこと自体も、地域への大きな成果だと考えております。

次に、ローカルベンチャー型の募集及び企業研修型の募集は考えられないかとのご質問でございますが、本町においても地域起業家を目指す隊員の募集については、これは否定するものではなく、実際に平成31年度から起業型の隊員を2人採用し、退任後の現在、1人は佐用町で民泊事業を開業しながら、様々な地域活動にも積極的に参加をいただいております。また、もう1人は仕事の関係で転居されたものの、起業した会社の所在地を現在も佐用町に置きながら、子供対象のプログラミング教室や高年大学のスマホ講座の講師を行うなど、本町とのつながりを持ち続けていただいております。十分にその成果があったというふうに考えております。

しかしながら、一般的に起業型については、地域に根差したビジネスを見つけ、それを展開していかなければならず、隊員への経営の専門的な指導だけではなく、地域との良好な関係性の構築、起業に向けた営業活動、ニーズ調査等、隊員期間が最長3年間しかない中で、スキルの習得を含めた人材育成が非常に難しいという課題がありまして、ローカルベンチャーを目指す方を育成する受け皿も重要となるなど、他自治体においても、その採用や指導には大変苦勞をされているというふうに聞いております。

本町といたしましては、特にローカルベンチャー型という形での採用はいたしておりませんが、各分野の協力隊にとって任期終了後の定着を目指していく中で、起業という選択肢は十分にありまして、最長3年間の活動中に地域のニーズに触れ、関係性の構築を行っており、現在は分野に偏りはありますが、結果的にはローカルベンチャー型としての活動をしていただいているというふうに考えておりまして、引き続き、必要な支援も行ってまいりたいというふうに考えております。

また、企業研修型につきましては、隊員を特定の営利企業に直接配属させるということでは考えておりませんが、希望する隊員には、既にインターン形式で町内外の企業に受け入れていただいた実績もあり、そのインターン先に就職をした隊員もおりますので、今後もインターンという形で希望する企業等の研修を実施していければというふうに考えております。

次に、協力隊コーディネーターの配置は考えられないか。また、他地域隊員とのネットワークはあるのか。活用ができているのかという点についてでございますが、昨年10月まで、兵庫県版協力隊制度で関係人口推進員として活動をいただいていたOB隊員に、まちづくり活動の支援と協力隊全体のサポート業務を担っていただいております。担当職員とともに採用に係る募集要項の検討から面接等のサポート、現役隊員の活動や生活の相談も

含め、現役隊員同士をつなぐ役割、また、退任後の隊員の相談なども行っていただいているところがございます。

本人も、岡山県で国版協力隊として3年間の活動経験があり、現在は、本町業務と、岡山県内の複数の自治体で協力隊サポート業務を請け負うほかにも、自身でNPO法人を立ち上げて、農業事業や飲食店の経営も行うなど、今後、地域への定着や起業を行う隊員にとっても、心強い存在として活躍をいただいているところであります。

兵庫県主催の県内隊員を対象とした研修会及び交流会、または、総務省やその他団体において実施される全国の隊員対象の研修などにつきましては、他地域とのつながりづくりができる機会として、全隊員に周知し、積極的な参加を促しているほか、隊員個人でつながった隊員を紹介し合ったり、また、サポート役のOB隊員の関係する自治体隊員との交流を行っております。また、月1回のミーティング時に他地域の隊員を講師として招き、オンライン会議で勉強会を実施するなど、つながりを活かして、新たな取組も行っているところがございます。

最後に、地元で地縁・血縁のある人材を対象とした募集、及びそのための地域住民への周知について、お答えさせていただきますが、協力隊の制度上、都市地域から過疎地域への移住という住所要件のみがあり、基本的には都市部の興味のある方へ幅広く募集の周知を行っているところではございますが、ご質問にあります地元で地縁・血縁がある方については、定住・定着の可能性が高くて、本町といたしましてもUターン者等の任用は、定着を図るという面においては非常に有効であるというふうに考えております。

これまでの隊員にもUターン者がおり、地元企業に就職をされておりますが、任期中、他の隊員に比べて、生活面での不安が少ないため、活動に集中できるというメリットもあったかというふうに思われます。

現時点で、募集について町民の皆様への積極的な周知は行えておりませんが、毎年開催しております隊員による活動報告会や広報さようでの隊員コラム、また協力隊のSNS発信などによりまして、地域おこし協力隊制度についての周知も行っているところであります。

今後は、隊員募集につきましても、町内の方向けにも周知や情報発信を行うように、努めてまいりたいというふうにも思います。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 丁寧な答弁をいただきました。

まず、最初のは、もう1回、町長、お願いをしたいんですけども、これ以前にも、僕、何度かこの協力隊という制度に対しても質問させていただいたんですけども、先ほどの答弁の中にでもありましたように、町長自体は、この制度自体、先ほどの答弁の中にも3年という期限が切られているということで、この制度自体が完全じゃない。ちょっと、疑問を持って取り組まれてるというイメージが、僕はずっと、今までの答弁でしているんですけども、そのへんは、僕の認識間違いないですかね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この協力隊員制度というものが、若い人たちの都市への、そうした集中、そこを逆に、都市から農村部、地方へ流れをつくろうという、その国の1つの政策だということが始まったというふうに認識しております。

しかし、そのことによって、国が言っているのは、人口を地方の人口減少、これを、何とか緩和をしていこうという目的を持っているということ、総務省は、当初、言っていたわけですが、しかし、実際、全国で、今、隊員数が6,000人か7,000人ぐらいでしょうか、もう少し増やして、今度、1万人ぐらいに持って行くとかというような話も聞きますけれども、ですから、私は、国でも、いろんな機会に申し上げているのは、この事業そのものは、それなりの効果は、私は、それは否定しません。あるというふうに思っておりますけれども、国が、この事業が、そうした人口対策とか、地方のこうした過疎地域に対する一番大きな柱なんだと、事業として、国の柱だというような、やっぱり捉え方で、どこへ行っても、協力隊、協力隊ということ、総務省は、説明を、いまだにします。

だから、総務省に対して、私は、もっと根本的なところを、やっぱり国としては考えてほしいと。3年間という期限、これはこれで、ある意味では仕方ない。そういう中で、やはり、一人一人、最後は一人一人個人の問題ですから、ちゃんと、方向性を決めて、そういう方が、どう自分の後の生き方といいますか、考えていくかという、それは期限として、1年では駄目、2年で準備して、3年で最終的に、自分自身が次のステップに上がっていくという、そういう3年という期限、期間は、これはこういう制度の中では、別にこれが短いとか、長いとかは思っておりませんが、だから、私どもでも、何人か、今までも採用して、その中でも半分近い人が佐用町内に定住をしてくれておりますので、ですから、引き続いて、こうした職員の募集をしても、なかなか人材がない、少ない中で、1つある意味では、そういう者を行政としても求めて補いながら、進めて行く上で、協力隊員制度は活用していこうということで、取り組んでいるんですけれども、これが、国の本当に、そういう対策の柱で、いつまでも柱にされているところが、ここは、やっぱり、もっと、やっぱり国としてやる以上は、積極的な、もっとお金も、逆に事業として使っても、取り組むべきじゃないかということ、申し上げているのが聞こえて、私が、あまり積極的じゃないというふうに、千種議員は、まあ、そういうふうに思われているのかもしれませんが、以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 笑みを浮かべて、答弁いただいてありがとうございます。

ここの認識が違っていたら、僕、この後の質問がしにくいなということで、冒頭に、そういう形で聞かせていただきました。

当然、町長のお立場もありますでしょうし、僕の立場としては、今、議員もそうですし、以前から地域活動をしている立場で言いますと、各地へ行って、先ほど、町長が言われたように、人口の偏在を、これで解決できるわけでもない。経済的なことがすごく変わるわけでもないんですが、やはり、その地域課題を解決しているキーマンとして、やっぱり、こういった人材がよく見受けられますので、その部分に対して、佐用町上手に、もうちょっと、使ってはどうかというご提案の質問でございます。

県下各地はもちろんのこと、各地で有効に活躍されている事例見ましたところ、先ほど言いましたように、数字だけじゃありません。外部の客観的な視点で、地域の方が気づかなかった魅力等々、地域のリソース、地域資源や斜陽産業と言われるような産業にも着目

していただいて、また、地域の人材にも着目して、うまく活用されている事例というのを、いろいろなところで見るとは思いますが、担当課として、この制度を運用しながら、担当課であり、また、今までの募集を見ると、やはり、業務の内容としては、農林振興課、また、商工観光課が担当するような業務のミッションが多かったのかとは思いますが、そういったところの募集する担当課が外部の学びをしているような機会というのはあるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

協力隊のほうのミーティングというものを、先ほども言いましたけれども、月1回しておりまして、そういう中で、情報交換する中で、他の、そうした地域おこし協力隊とのつながりというようなこともお聞きをする中で、先ほどもありましたけれども、ほかの協力隊の情報を知ることによって、そういった佐用町だけではなく、ほかの事例を、それを聞かせていただいて、参考にしておるといようなことでございます。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 質問の中の前半部分に書いております、今、佐用町の現状です。これ、現役の隊員になりますので、ちょっと、この質問をしてくと、個人的な活動のことが見えてくるんですけども、本人に承諾も取っております。その個人への評価であったり、批判ではないということ認識した上で、ちょっと、質問をさせていただきます。

11月21日に開催された活動の報告会にも参加させていただきました。冒頭の町長の答弁にもありましたように、就農隊員が元氣工房への就職への決まっているということなんですけれども、これ就職が決まった後、どういった業務に携わっていただくことを予定されているのでしょうか。経営面に携わられるのか。就農で土づくり、農業生産を学ばれたということで、生産出荷者として携わられるのでしょうか。また、今現在も取り組んでいる農の匠の運営や元氣工房、人手不足、そのへんの補填的なスタッフとして携わってもらう予定なんのでしょうか。どういった形で就職業務を考えてらっしゃるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

彼には、しばらく退任の、1年以上前から、将来は、君が、この会社を背負って立つぐらいのつもりで考えてくれというお願いはしていました。

それで、農の匠の支援という業務が一番でございますので、そのサポートをする上で、自分自身も、相当、学びがあったというふうには思っています。

で、その経験なり習得した知識を生かして、あそこの上段農地と言っていますけれども、敷地内にある農地、そこで、新しい農業のチャレンジということをしてほしいんじゃない

か。で、また、新しい作物であったり、とにかく従来から佐用にいる人では思いつかんような、そういう作物なりもチャレンジしてみたらどうやという話でさせていただいていました。そしたら、この春から、正式に就業、就職されるというふうなことを聞いております。

で、本当に、对人的にも愛想がいいといったらおかしいんですけども、本当に、好感、好青年という印象を持っておりますので、それこそ、店舗での販売もよし、体験農場で、そこでコーディネートするような役割もよし、オールマイティーに何でもこなせる、本当に重要な人物ではないかなと思っています。

ただ、具体的に、じゃあ4月から、こんな業務というのは、元氣工房で就職されるので、その会社で考えることではあるんですけども、そういう固定するわけではなくって、いろんなことにトライしてもらいながら、できれば、味わいの里三日月、元氣工房さようを背負って立つような人になってもらえたらとまで、思っておるところです。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今、聞かせていただいたんですけども、実は、ほかの地域へ行くと、もうちょっと、やっぱり具体的な募集をされて、3年が長いのか、短いのか分かりませんが、3年間の、やっぱり行動計画、3年後に、実際に、どうやって定住して、どう仕事をするかというのを、きちっと、コーディネートされているところが多いんですよ。

先ほど、町長が企業研修型というのが営利につながるからということだったんですけども、そういったところで、やっぱり、今回は、元氣工房というところがあるんですけども、そこが、やっぱり、きちっと経営が成り立つために、財務諸表の見方が、きちっと分かるだとか、何か佐用にないものを、何かを頑張ってくださいじゃなしに、きちっとした経営戦略が打てるようなことを、3年間の活動の中に学んでいただいて、そこからも支援、お手伝いをしながら、バックアップをしながら、やっぱり活躍してもらっている人材ができてきているというのを、僕、最近行ったところでは、常にやっぱり感じておるんです。

そのへんで言うと、やはり3年間で、短い期間ですけども、きちっと、そういったスキルの身につけられる行動を計画し、また、それに向けての採用、テーマをきちっとくっていくのが必要じゃないのかな。

今、聞いていると、当然、活躍も期待してますし、何とかしていただけるのかなとは思いますが、もうちょっと、明確にしたほうが、そういった人材が集まりやすいのかなとは思いますが、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そもそも募集の時に、おそらく、そこまでの考えはなかったのではないかなというふうに思っています。

そもそもは、その農の匠の事業のサポートを中心に、農業分野で活躍してほしい。そういった思いがあったと思うんですけども、そこは、やっぱり3年間の活動の中で、人と人としての付き合いの中で、より適性を感じて、もともと持っていた仕事ではなくって、こ

ういった道もあるよという中で、最終的に選択されるのは本人だと思いますので、そこも相談しながら、柔軟に対応してきた結果であるというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） それと、地縁・血縁の件なんですけれども、そういった方も、今までいらっしゃったことも周知、認知しております。

そんな中で、僕、これ1点、教えてもらってきたのが、ほかの方の質問にもあったように、やっぱり帰りたいけど仕事がない。現実には仕事があるんですけれども、なかなか、マッチングできないということなんですけれども、これ、すごく分かりやすい言葉やと思うんですね。きっかけさえあれば、帰りたいんだけど、でも、仕事はどうしようというような形で、こういう協力隊制度を使ってUターンを促している取組をされていました。

それで、先ほど、協力隊員の活動、当然、広報でもありますし、さようチャンネルでも見ておるんですが、こういった形で募集してUターンを促そうかなと思った時には、もうちょっと、住民の方から、こんなところを手伝ってほしいんだとか、当然、当局の中で、関係部局の中では、こんなところに人材がいるよねという形で計画はされているとは思いますが、ちょっと、当局だけじゃなしに、住民の地域の方、皆さんで、こんな形で、人が帰って来てくれるような取組はできないのかなというふうに思います。

町長の答弁の中にありましたように、じゃあ、それで何か解決するわけではないということだったんですが、僕、一昨日まで、地域再生アドバイザー、佐用町でも活躍してもらっている、その研修にも参加したんですが、ほかの市町では、やはり、こういった制度を活用して、割と20代が多かったんですね。若い子たちが、こういったビジネス的なところではなしに、地域の団体、佐用で言えば、協議会運営等々に広く関わられるような若者とかを、こういった形で移住してきてもらって、今、佐用に入っているアドバイザーの方も、非常にできる方なんですけれども、やはり日常的にいらっしゃらない。そしたら、日常的に、そういった方が地域運営の中間支援をすとかっていう、やっぱりお仕事で、すごくやっぱり学びに対しても真摯でした。

僕、4回のコースで行って、最後に、すみません、ついていけませんって謝ったんですけれども、やはり若い方で地域経営を大学で学ばれて、そういった方が、どこで活躍しようかという形ででも、活躍をされていますので、ちょっと、そういったことも考えながら、地域と一緒に、この協力隊の受皿をつくる。受皿をつくったことで、地域課題の解決のお手伝いができるような募集の仕方というのは、いかがでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

先ほど、千種議員がおっしゃっていただいた、そういった分野での隊員の募集というのは、実は、一度、この中間支援の方の協力隊の募集というのを開始をしたことがあります。しばらくの間ですけれどもね。残念ながら、ちょっと、こちらが望むような人材からの応募がなかったの、一旦は、休止をしているところです。

確かに、これまで、これは千種議員だけではないんですけれども、ほかの議員の方から

も、例えば、地域づくり協議会のミッションをお手伝いするような隊員の募集ができないかと、そういうご質問なり、ご提案なりをいただいたことがあるかと思いますが。その際にも、お答えをしたんですけれども、3年間という、この期間がございます。その3年後の出口が、全く見えない中で、無責任に募集することだけは、私たちは、ぜひ避けたいというふうに思っています。

ですので、現在、募集している、役場のほうが、これまで募集している、あるいは、現在も、これからも募集する分野については、実現可能かどうかというか、実現するかどうかは、本人の意向もありますので、分かりませんが、一応、こういう出口は想定されますよという、実現可能なプランを示した上で、募集しないと、あまりに、ちょっと無責任じゃないかというふうに、私たちも思っているので、現在のような形になっているわけです。

ただ、そうは言いましても、地域のほうからも、こんな出口も想定されるんだよという、具体的に、そういうご相談があるのであれば、それは、ぜひ、これからもご提案をいただければいいと思いますし、そういう道も模索はできるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 同感でございます。

僕も、やはり、これ、退任後、3年の期間が終わった後に、どう定着していただくのかということなんですけれども、僕自身、これは、ここで論じることじゃないんですけれども、僕、持っている意見としましては、やっぱり佐用町にも、その中間支援的な組織、常設の組織が必要なのかな。これは協力隊制度だけじゃなしに、そういった民間のシンクタンク的な組織が佐用町には必要じゃないかなと思っておりますので、そういったことを、町で整備をしながら、将来的には、そこで活躍してもらえる人材を、当初は、協力隊で地域に入ってもらえるというような形ができないのかなと思っております。今日は、ここで、答弁も結構ですし、また、そのことは、いろいろと相談させていただきますので、提案させていただきますので、耳をお貸しください。

ということで、協力隊、なかなか、3年後の定着、やっぱり事業として、ここで生業（なりわい）をつくって、佐用町で生きていただくのは、なかなか大変なんですけれども、やはり近隣、特に、先ほども言われましたように、岡山県、全国でも非常に、やっぱり、すばらしい事例がたくさんあります。

僕が、いつも事例に出す、西栗倉と、先日から、僕、真庭のほうにもお伺いしておりますが、実は、その両地域は全く正反対の募集の仕方なんです。西栗倉村に関しましては、定着してもらわなくてもいいですけれども、どんどん入って来てもらって、どんどん出て行ってもらうもいいです。でも、真庭には、来られる方は、定着を前提として、非常に面接が厳しい。競争率も厳しいし、面接も厳しいけども、やっぱり全国から、それだけの思いを持たれた方が集まって来られるというお話を、この間、聞きに行っていました。

どちらがいいとか、悪いとかじゃなしに、近隣に、やっぱり、こうやって、非常に活躍していただける人材を補填するのを、この制度でされていますので、この制度の活用を、また、今後とも、我々も一緒になって学びますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

この質問については、以上とさせていただきます。

2点目の質問…

議長（小林裕和君） 千種議員、しばらくお待ちください。

ここで、お諮りします。間もなく、午後5時が来ようとしております。千種議員の一般質問が終わるまで、時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議がありませんので、一般質問を続行します。

千種議員、続けてください。

9番（千種和英君） はい、すみません。2点目、よろしく願いいたします。

2点目は、災害支援人材の育成は考えられないか。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では甚大な被害が発生しました。今後も全国各地、どこで、どんな災害が発生するか予測できません。佐用町においても同様です。

平成30年9月議会の一般質問において、災害検証委員会による提言への対応を質問しました。

その中で、町内の防災士資格取得者の把握に対して、把握はできていないが有資格者の集りの申出があり支援したいとの答弁がありましたが、その後はどうなったのでしょうか。

防災士資格取得の支援は行っていないが、資格試験の情報提供等を行っているとのことでありましたが、情報提供によって資格取得された方は、あったかどうか把握されているのでしょうか。

また、今回の能登半島地震においても町職員を派遣されております。派遣された職員さんは、御苦労さまでございました。新聞報道によりますと、県からの依頼での派遣をした他市町と同様のように派遣したと報じられておりました。2009年水害での被災経験地としては、このような発災直後の行政職員の派遣や現地調査を行う職員のリーダー的な人材育成、派遣は考えられないでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後の質問でございます災害支援人材の育成は考えられないかという質問に対して、お答えをさせていただきます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの方が亡くなられ、今なお、避難生活を余儀なくされております。現在も懸命な復旧作業が進められているところであります。

今後、いつ起こるかもしれない災害に対して、災害支援にかかる人材の育成は、重要な課題であるというふうに認識をいたしているところでございます。

まず、1点目の町内の防災士有資格者の集まりに対する支援状況ということについてでございますが、平成30年11月には、兵庫県が主催するひょうご防災リーダー養成講座の修了者及び会の趣旨に賛同する者で構成する「さよう防災リーダー連絡会」が、防災士の有志の方たちにより、発足をいたしました。以後、おおむね1か月に1回の定期連絡会を開催されるとともに、防災技術の研鑽と会員相互の交流並びに、佐用町が実施する防災事業への協力などの活動をいただいております。

先般、1月20日に開催されました「佐用町防災リーダー研修会」においても、同会より申出があり、職員と一緒に、受付作業を行っていただいたところであります。

本町は、同会の活動の主旨に賛同し、定期連絡会の会場提供並びに必要な情報提供を行っております。

また、職員が連絡会に参加した折には、相互に情報交換を行うとともに、県主催の防災研修会などの情報提供も行い、乗り合わせ等によって、一緒に参加をしているところでございます。

次に、2点目の防災士資格試験の情報提供によって資格取得された方の把握についてでございますが、兵庫県の実施する「防災士養成研修講座」の案内につきまして、情報提供をしているところでございます。こちらの「防災士養成研修講座」を修了された方で、「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）日本防災士機構」の行う防災士資格取得試験に合格した方が、防災士の資格を習得されることとなります。

兵庫県では、「防災士養成研修講座」として、平成16年度から「ひょうご防災リーダー養成講座」を実施されております。この講座の修了者につきましては、兵庫県が個人情報提供の同意を得た方については、自治体に情報が提供されますので、佐用町在住の方につきましては、把握をしております。

しかし、防災士取得情報につきましては、日本防災士機構が管理されており、県及び町においても、防災士資格状況は、把握ができていない状況でございます。

最後に、3点目の2009年水害での被災経験地として発災直後の行政職員の派遣や現地調査を行う職員の人材育成についてでございますが、本町では、かねてより、災害発生時の人的支援につきましては、長期間に及び多職種の職員派遣が必要となるため、町単独での対応ではなく、関西広域連合や県や町村会の一員として、兵庫県内の他市町と連携をしながら取り組んでいるところでございます。とりわけ、今回の能登半島地震につきましては、地震自体の被害も甚大ですが、地形的な理由もあり、土砂災害や道路の損傷などにより、現地に赴くにも渋滞し、災害支援が遅れたというふう聞いております。兵庫県職員2人が被災翌日の1月2日に、関西広域連合の先遣隊として現地に入り、被災状況の把握及びニーズの調査をされ、兵庫県内各市町に情報共有して、現在、要請のあるものにつきまして、支援を行っているところでございます。

現時点では、佐用町として、家屋被害認定調査につきましては、1月29日から2月5日にかけて2人の有資格者を、また、避難所支援につきましては、2月23日から29日にかけて2人の職員を派遣したところでございます。

人材育成につきましては、災害支援のためだけではなくて、将来、佐用町で、発生するかもしれない災害を見据えて実施をしているところであります。具体的には、兵庫県等が実施する研修を受講し、必要な資格取得に努めております。現在、在籍している職員で家屋被害認定士は42人で、このうち13人が被災地で実際に被害認定業務を行ってきております。

その他、毎年、災害対策本部運営訓練や職員研修等を行うことで、災害に対する職員の意識啓発や対応能力の向上を図っているところでありますので、ご理解をいただきますように、お願いを申し上げて、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 先ほど、答弁の中にありました1月20日の防災リーダー研修会です

けれども、町民の方々から、非常にためになったという話を聞きました。

僕も、当日、行きたかったんですけども、参加できなかったんですが、佐用チャンネルで、ああやって何回も流れておりますので、拝見させていただいて、佐用町の2009年の水害を思い出しながら、今後、こういった災害に備えるべきかということで、非常にためになりました。

その中で、ためになったんですが、ちょっと、やっぱり出たのが、聞くだけなのかなという話も出ました。

しかしながら、先ほど、答弁の中にもありましたように、佐用町の中では、防災士資格を持たれた方も積極的に活動をされています。

昨日のほかの議員の質問、その中の答弁にもありましたけども、防災士、資格の研修に行きますと、やはり普段の防災への備えであったり、避難所の運営支援というのにも、非常に、いろいろな学びをさせていただきます。

先ほど、ちょっと、言いかけてました、昨日の答弁の中にでも、やはり最近は多様性の時代でございます。ペットの同伴であったり、妊婦さんがいらっしゃる。子供がいらっしゃる。高齢者の方で、こういった支障があるという方も配慮した運営が必要であると。そんな中で、答弁の中で、副町長の答弁で、2人1班で行くけれども、なかなか、それが全部賄いきれるんだろうかという答弁もございました。

そういった懸念もある中で、町当局が、しっかりと備えられているというのは、認識はしたんですが、ぜひとも町民の方々も、そういった場面になったら、活躍できるような取組を、今、されていますが、さらに、そういった取組も深めていただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

先ほどもありました、コロナで、この4年ほど、その防災研修のほうもできなかったわけですけども、このたび、この熊本県球磨村から、本当に災害を経験した方ということで、先ほど、議員おっしゃられたとおり、1月19日は職員、また、20日には全町民というようなことで、19日の職員では101名。20日の全町民では113名の方が参加をいただきまして、来られていない方を対象に、先ほども、議員おっしゃっていただいたように、1月の下旬から3月の上旬において、さようチャンネルで、約100回ほど、放映のほうもさせていただきます。

ということで、コロナも明けまして、また、こういった研修ですね、もっと、町民の方に、先ほど、議員さんおっしゃられたように、そういう災害があった時に、どのように対応していくかということで、もう一度、町民目線に立ったような研修のほうを、また、こちらのほうでも、考えて、開催してまいりたいというふうに考えておりますので、その切には、ご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 2009年に水害を経験した町でございます。

今さら言うのもあれですが、やはり公助だけでは、もうどうにもならないということで、自助、共助の部分、やはり共助の部分で、どうやって、そんな時に対応しようかというのは、必要なのは、今さら、言うまでもございません。

当然、当局のほうも理解されているでしょうし、経験した佐用町の住民の皆さんも、多分、ご理解はされていると思います。

その中に立って、そういった、今からの予防であったり、有事の際に備えられるような防災のまちづくりを推進していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 千種議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、3月15日から18日までは、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、3月19日、火曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後05時10分 散会
